

第六十七回国会 大蔵委員会 議 録 第七号

昭和四十六年十一月九日(火曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 齋藤 邦吉君

理事 宇野 宗佑君 理事 木野 晴夫君

理事 丹羽 久章君 理事 藤井 勝志君

理事 山下 元利君 理事 広瀬 秀吉君

理事 松尾 正吉君 理事 竹本 孫一君

理事 上村千一郎君 理事 奥田 敬和君

理事 木村武千代君 理事 倉成 正君

理事 佐伯 宗義君 理事 坂元 親男君

理事 地崎宇三郎君 理事 中川 一郎君

理事 中島源太郎君 理事 原田 憲君

理事 坊 秀男君 理事 松本 十郎君

理事 三池 信君 理事 村上信二郎君

理事 毛利 松平君 理事 森 美秀君

理事 山ロシヅエ君 理事 吉田 重延君

理事 吉田 実君 理事 阿部 助哉君

理事 佐藤 観樹君 理事 藤田 高敏君

理事 堀 昌雄君 理事 貝沼 次郎君

理事 伏木 和雄君 理事 小林 政子君

出席國務大臣

大蔵 大臣 水田三喜男君

出席政府委員

大蔵政務次官 田中 六助君

大蔵省主計局長 平井 勉郎君

大蔵省主税局長 高木 文雄君

大蔵省銀行局長 近藤 道生君

国税庁長官 吉國 二郎君

委員外の出席者

大蔵省理財局長 大蔵 公雄君

大蔵省国際金融局長 林 大造君

大蔵委員会調査局長 末松 経正君

十一月六日
沖繩振興開発金融公庫法案(内閣提出第四号)は本委員会に付託された。

十一月八日
専売公社第一線事業所の統廃合に関する陳情書(栃木県議会議長沢田武雄(第一八号))

財政金融政策に関する陳情書(大阪府東区内本町橋詰町五八の七大阪商工会議所会頭佐伯男(第一九号))

国際通貨対策等に関する陳情書(名古屋市中区栄二の一〇の一九名古屋商工会議所会頭土川元夫(第二〇号))

同外一件(京都市中京区烏丸通夷川上ル京都商工会議所会頭森下弘外一名(第九二二号))

為替差損益対策等に関する陳情書(大阪府北区堂島浜辺一関西経済連合会会長芦原義重(第八九号))

付加価値税創設反対に関する陳情書外四件(大牟田市議會議長境外四名(第九〇号))

税制改正に関する陳情書(大阪府東区内本町橋詰町五八の七大阪商工会議所会頭佐伯男(第九一号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

○齋藤委員長 これより会議を開きます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、

質疑を続行いたします。小林政子君。
○小林政子委員 今回の減税の目的は景気対策の一環といわれておりますが、景気浮揚というならば消費支出の拡大というものはかななければならぬと思ふけれども、どうお考えになっていらっしゃるのか、まずお伺いをいたしたいと思います。

○高木安(政府委員) おっしゃるとおりであると思ひます。

○小林政子委員 税率を改正して、三百万から七百万の高額所得者を対象にした減税は景気の即効性に直接どのような効果があるのか、お伺いをいたします。

○高木安(政府委員) 所得税は御存じのように、所得控除と税率によって組み立てられておりますので、その双方によつて減税の構成がなされるわけでございまして、その場合に、先般来御議論いただいておりますように、いづれかといえば低所得者の減税のほうがより一そう消費需要効果が大きいのではないかと御指摘がございまして、その点について、私もあえて異を唱へるわけではないわけでございまして、さればいつて各所得階層別に限界消費性向に著しい差があるということが証明されているわけでもないわけでございまして、その点も私も作業の過程において十分検討はいたしましたつもりでございます。そこで他の面、つまり所得税制度としての望ましい姿という点も考えながら改正をいたす必要があるという見地から、税率も込めての改正という案を御提示いたしましたわけでございます。

○小林政子委員 低い所得層に対する大幅な減税でなければ消費支出の拡大というものがつながらないということは、これはいままでの各委員からの質疑の中でも明確にされているわけです。勤労世帯の可処分所得に占める消費支出の割合というものを総理府家計調査報告書によつて調べてみましても、たとえば月収六万から七万未満の場合に

は九四・三%、月収が十四万から十六万の場合には八一・五%、三十万以上の場合には三九%と、所得が低い層ほど可処分所得のほぼ全額が消費に支出されているというところは統計によつても明らかにされておりますし、また年間収入からの貯蓄の割合等を逆の角度から調べてみましても、年間所得の二割以上貯蓄している、こういう所得層は、年収六十万から九十万未満の場合で一九・五%、逆に三百万以上の所得の場合には五二・五%、高額所得者が可処分所得を貯蓄に回しているというところも統計の数字によつて明らかにされております。

したがって、年収二百万以下の所得層に対する大幅減税でなければ、政府がいま宣伝している景気の即効性、いわゆる消費支出の拡大に直接これがつながらないというところは明らかだと思ひます。一体政府がねらっている減税とは、高額所得者の余剰金を貯蓄を通して国債の消化条件というものをふやそうとしていることにあるのかどうか、明確に御答弁をお願いいたします。

○高木安(政府委員) ただいま御提示がありました家計調査、それからまた消費動向の調査というのは、いま御指摘の問題を詳しく上において非常に重要な資料でございまして、私も家計調査あるいは消費動向調査に基づきまして、所得階層別の可処分所得の傾向がどういふことになつておるかというところをいろいろ分析をしてみました。でございますが、ただいまの御質問、ちょっと私十分聞き取れませんでしたので、私どもの手元でかなり慎重に調べてみましたところでは、現在の統計の示す限りにおきましては必ずしも階層別に限界消費性向が、所得の増加に応じて消費性向が落ちる、貯蓄性向が上がるという傾向は、現在の家計調査、現在の消費動向調査からは、しかも所得税対象階層であるところの百万ないし三百万、五百万というあたりでは明確には出てこな

いという結果であつたわけでございます。

○小林(政)委員、私がいま具体的な数字をあけて、消費性向というものがこういうカーブをたどっている、こういう数字の上からもこのことは単なる常識だけでなくて明らかではないかということに指摘したわけですが、これも現在の統計では必ずしもそういうことにはなっていないということになりますと、この統計そのものを否定されることになるのかどうなのか。

それからもう一つは、こういった今回の減税といふものは、いまのようなやり方でやっていけば減税目的とも矛盾するのではないか。この点について明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員、ただいまお尋ねの点は、御指摘の数字は、各階層別の平均の消費性向でございます。いましうか限界消費性向でございますしうか。

○小林(政)委員、これは月別の全国平均の調査の統計をとつたものです。

○高木(文)政府委員、減税の効果が可処分所得の増加にどういふふうな意味があるかということをお考えます場合に、家計調査をどう読むかという問題でございますが、おっしゃいますように平均の消費性向といふものは、そういうもので見ますれば、所得が小さいほど消費が大きいというのは当然のことでございますが、問題は減税になることによつて一つだけ可処分所得がふえた場合に、ふえた可処分所得がどれだけ消費に向かいどれだけ貯蓄に向かうか、その限界ポイントの消費性向が所得階層別にどういふ傾向を示すかということが問題でございます。それは学者の間でも、一般的には限界消費性向は所得が大になるに従つて小になる。したがつて、おっしゃる様に、限界消費性向は低所得層のほうが、一般的に言う限りにおいては大きい。この点は、まさに小林委員がおっしゃるうとしておられることと同じなんです。そういうふうな一般的に言われているのですけれども、家計調査の対象になっておりますところの資料をもとにして、限界消費性向を見ますと、必ずしもそういう数字が出てこないということ

でございます。いまの御指摘の点は、平均の数字でございまして、おっしゃるが、減税の効果がどういふ傾向に消費を刺激するかという点でございます。一減税が行なわれて、その一がはたして消費にどれだけ向かい、貯蓄にどれだけ向かうかということでございます。むしろ議論は限界消費性向で論ぜられるべきものと思ひます。

○小林(政)委員、私は、その点については非常に納得できません。一般的に、所得の低い階層を調べてみれば、その勤労世帯の収入に占める消費支出の割合というものは九四・三〇、これはある月の例をとつてみても、ほとんど一〇〇〇に近い。これが可処分所得の中で消費に使われているわけですね。それから逆に三十万以上の場合には、消費支出というものはわずかに三九〇である。こういうことを見ても、減税が所得の低い階層に及ぶならば、それが政府がいま宣伝をしている直接景気に即効する支出をふやすという、こういう効果が私はあるのじゃないか。このようなことを、いろいろな数字をあげられてのお話ですけれども、私どもとしては、それが考えてもこれは明らかなことだし、そういう点はすなおに認めてもらなければ困るというふうな考えます。

時間がありませんで、次に入りたいと思ひますけれども、先ほど今回の所得税の改正については、税制の一般的な立場から、税率の改正等を行なつたのだということでございますけれども、これはもう私は、わが国の税制というものが高度累進税率というものをとっており、担税力に応じて課税をするためをとおしてございまして、したがつて、高所得者の税額がその負担力を反映して大きくなるというところは、これは私は当然のことだと思ひます。私は、税の公平というところをいうならば、なぜ租税特別措置法によつて利子所得の分離軽減措置というものを総合課税にしないのか、このことを税の不公平ではないだろうか、私はこのように考えます。現在、百五十万円までの預金に対しては非課税ということになっておりますけれども、これは私も当然のことだと思ひま

す。しかし、二百万を分岐点にして、課税所得が大きくなればなるほど分離課税が有利になるというふうな、こういう制度がとられております。

たとえば、課税所得一千万円の人で、総合課税をするとするならば、本来総合課税であるならば、税額というものは三百三十九万円になる。ところが、分離課税にすれば二百万で済む。その差額は百三十九万円。軽減割合は四一〇。これは非常に不公平な税制ではないかというふうに私は考えます。税率の改正ということも、税の公平という立場から今回高所得者に行なつたというならば、なぜこのよう不公平な税制をこそ、この所得に對して改めていかないのか、この点について国民が納得のできる明確な御答弁をお願いいたします。

○高木(文)政府委員、ただいまの御質問は、所得税制の目的、基本に關する問題でございます。重要な点であると思ひます。私どもは、まさに小林委員の御指摘のように、どのような過程を経て現在のこの欠点を直して総合課税の実を上げるかということをお考えたいと思つております。

そこで、預金を例になされましたが、預金につきましては、御存じのように、昭和四十五年度の改正で、それまで一五〇でございました源泉徴収税率を改めまして、四十六、四十七年分は二〇の源泉分離選税率、四十八、四十九年分は二〇の源泉分離選税率を上げていくことにしてございまして、たゞいま御指摘の不公平さというものは多少とも緩和されていく傾向にあるわけでございます。しかし、それだけではなお十分でないまして、そのあとどうするかというところは、その時点におきまして検討すべき問題であると思ひますが、その際に非常に問題となりますのは、いまおっしゃつた千万円なり二千万円なりというところにおきまして、この総合の場合の税率がどういふ率になつていくかという問題でありまして、そのところの税率が、やはり累進税率である以上は、ほどほどに高くなければならぬことは事実でございます。さういふことが、そのところ

の限界税率があまり高過ぎますと、総合にしようといつてもなかなか現実問題として総合になりにくい。そこで、一方において、名目的に所得の額がふえている分もあるわけでございます。これはその及ぼす影響は、低所得層だけでなく高所得層でも同じでございます。そのあたりの税率を一方において緩和しながら、一方において源泉選税率の引き上げというふうなことをやりながら、だんだんどこかでクロスポイントを見つけていくという現実的過程を通じて、おっしゃるような総合課税のたてまえを、特別措置というふうなことでなしに実現をしていくような道を発見してまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○小林(政)委員、利子所得と勤労所得は、私は、これは明らかに質的にこの問題は違ふと思ひます。利子所得が非常に多い場合に、これに對して限界税率というふうなものも考えなければいけないというそのお話ですけれども、私は、そのところの認識が根本的に違ふんじゃないか。明らかに私はこれは税制の上で高度累進税率というものをとつて、やはり一千万、二千万の利子所得、いわゆる勤労所得ではない利子所得でも、これに對する課税については、これについては累進制をとつていくことは当然だと思ひます。現在の制度は、いまお話のありましたとおり、昭和五十年までに、分離課税の場合です。二五〇にしていくということですが、私はこれをこそと税制改正の中で、分離課税というものを認めるならば、当面この税率をもつと上げるとか、あるいは総合課税にも近づける方向を努力するとか、そういう改正こそあつてしかるべきであつて、今回の景気浮揚減税などといつて大きく宣伝している中で、高所得者に対してこれを税率改正ということで恩典を与えるというふうな行き方は、私はちよつと筋が違ふんじゃないか。税の公平ということをおっしゃるならば、負担の公平ということをおっしゃるならば、当然そこをこそメスを加えなければならぬんじゃないや

ないだらうか、こういう点を強く申し上げたわけでございます。税率の改正等について今後、このような景気の情勢の中で、積極的に考えられる意思があるのかどうか、この点についてお伺いをいたしておきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 この預金の分離課税制度につきましては、從來から非常に長い歴史があるわけでございます。それを四十五年度の改正におきまして、ただいま御説明いたしましたような形で、当分、五十年まで安定をしておく、そのときの状態ではそれはまた考えるということになっておるわけでございます。その途中の段階で、いまこれに何らかの変更を加えるということは、預金制度への安定性を欠くという点にもなりますので、これを五十年までの途中の段階で変えるということとは現在考えておらないわけでございます。

それから一方、一般の税率のほうの問題につきましてどう考えるかということにつきましては、これはまた所得税の今後の減税がいづという形です。どういふふうに行なわれるかということはいまから予測することは困難でございますので、今後におきます所得税の税率構造を将来の改正においてどういたすべきかということについては、ちよつと現在の段階で御答弁申し上げるのは差し控えておきたいと思ひます。

○小林(政)委員 だんだん時間が迫つてまいりますので、簡潔に御答弁をお願いしたいと思います。次に移りますが、ドル・ショックによる景気の見通しをどう見ているのか。

○高木(文)政府委員 現在の段階では、まだ安定した状態にございませぬので、なかなかか事態は複雑であり、深刻なものと考えております。

○小林(政)委員 経済閣僚会議での経済企画庁の御報告によれば、この景気は深刻で、しかも長びくということがいわれております。このような中で、政府が発想の転換というように盛んに言つておられますけれども、この発想の転換の内容というものはどういふことなのか、簡潔に答弁を

願ひます。

○田中(六)政府委員 発想の転換ということ、まあ政府が言つておるといふことは、つまり私も意識しておりますが、発想の転換をせなければならぬという根拠は、いままで民間主導型の経済政策であつたのを、財政主導、つまり政府主導型の経済にもつていかなければならぬ、いままで国庫収支などに焦点を合わせてきておりましたが、社会資本の充実というふうなことでいくということだと思ひます。

○小林(政)委員 政府が言つておりますこの生産優先から、盛んに大臣もおっしゃつておりましたけれども生活優先ということ、国民の消費支出の増加をはかることであり、また生活水準の向上をはかることではないのか、お伺ひいたしたいと思ひます。

○田中(六)政府委員 小林委員のおっしゃるとおりに、そういう方向でこれから行こうという方針でございます。

○小林(政)委員 わが国の国民総生産に占める個人消費支出、これを調べてみますと、一九六九年の数字ですけれども、日本の場合には国民総生産に占める個人消費支出は五・一・二、アメリカは六・二、西ドイツ五・三、フランス六・〇、四、イギリス六・二、七、イタリア六・三、四、GNPが資本主義諸国第二位だといふ、あるいはまた経済の成長、伸び率世界第一位と言われておる経済大国を誇つておる日本が、個人消費支出の割合では、主要国中最低というふうな、こういう数字が出ております。これは国民福祉よりも企業成長の優先だとか、あるいはまた輸出優先政策、こういうふうなものを一貫して取り続け、今日の外貨蓄積をはかつて、そのあけく国民の犠牲でいまの切り上げというふうなことも起こつておりますけれども、私は経済財政の転換といふものをこの際大きくはかるべきだと思ひます。個人消費支出の拡大というものは当面の景気浮揚に有効だということだけではなくて、本来の税制の面からも当然のことについてははっきりとした積

極姿勢を示すべきだといふふうな考えますけれども、この点についてお伺ひをいたします。

○田中(六)政府委員 いま小林委員は各国の消費支出のパーセンテージを指摘しておりますが、これは御承知のように、日本の場合、逆の意味で、結局所得はどこの回るか、大まかに言ひまして消費と貯蓄だと思ひます。そういう場合、日本は貯蓄が非常に世界的に伸びておりますから、したがつて、半分の消費がある程度パーセンテージが少ないのではないかと思ひます。

それから、税率の問題でございますが、これから先も十分考えていきます。私どもは今回の税法の改正で必ずしも一方に片寄つたものではないといふふうな考へておりますし、全体的なバランスを考へてやつたことでございますが、御指摘のような点が指摘されておりますので、今後十分考へてやつていきたいといふふうに考へております。

○小林(政)委員 私は、税制の面で積極的に消費支出といふようなものを伸ばしていく、拡大していく、こういうことがいまきつて重要だといふふうに思ひます。このようないことが非常になおざりにいままでされてきましたし、また今回の減税といふようなものが、景気刺激といふような即効対策だけに終わつてはならないといふふうに思ひます。

次に、今回の減税が非常に大幅減税だ、こういうことを言われておりますが、その根拠は何なのか、お伺ひいたします。

○高木(文)政府委員 必ずしも大幅と言つておるわけでもございませぬけれども、最近の毎年お願ひをしております所得税の減税の規模は昭和四十年から四十六年までの平均で申しますと、大体千四百億圓くらいになっております。昭和四十六年度はこの春の改正で千六百六十六億圓ということになっておりますから、今年度の減税規模はこの春の改正だけでもうすでに平均額を上回つてゐる。もつともその間に四十年から四十六年の間に経済規模が大きくなつておるといふことも考へなければなりませぬが、それにしても平均を上回る。と

ころが、今回の千六百五十億圓の減税額を加へますれば三千三百億圓になるといふことを見まして、決して小さいものではないといふことだけは言つていいのではないかと思ひます。

○小林(政)委員 今回の不況は、四十年の不況に比べても非常にその規模も深刻だといふふうにいわれておりますが、所得税の自然増収に対する減税割合、これは七千七百四十八億圓の自然増収に対して、当初予算と今回の減税額を含めまして三千三百十六億圓、この減税割合は四二・八％です。四十一年のときには自然増収に対する減税割合は六九・七、四十二年のときには四八・三、これはこれよりもむしろ低い自然増収に対する減税割合ではないか、こういうことがはつきりと言へると思ひます。しかもその半額以上が高額所得者優遇のために今回は使われてゐる。一体こういうふうなことで大幅減税といふことは言へるのかどうか、この点明確にしたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 ただいまおっしゃいましたように、四十一年度との比較では、いわゆる自然増収額と減税額の割合は、御指摘のようによ、四十一年度のほうの方が大きいといふことは事実でございます。ただ、四十一年度の反省をいたしましては、若干四十一年度は対策がおくれたかといふことがございまして、今回はそのときの経験にかんがみて、思い切つて年内減税が行なわれたということにたいへん意味があるわけだと思つております。その意味で、私どももどちらかといひますと、減税の規模よりは時期ということに今回の減税の意味があるのではないかと考へております。

○小林(政)委員 今後減税を行なう場合の基準といふものをどこに置くのか、この点について非常にこれが明確でございませぬ。この点について、私は何点かをわかつてちよつと伺ひたいと思ひます。基礎控除を毎年一萬円ずつ引き上げていますけれども、その根拠は何なのか。ことしの物価上昇率等を、五・五といふものを変更してないで

組まれておりますけれども、四月から九月でもすでに六から八の上昇率で政府の見通しを上回っておりますけれども、最近の上昇率からこの物価の見通し等についてもどのように考えているのか、まずこの点を伺いたいと思います。

○高木(文)政府委員 今回の減税を全く別にいたしまして、この春の減税で課税最低限は各階層平均一〇%程度上がっているというところは、この春の国会のときにお答え申し上げたとおりでございます。まして、かりに物価がなかなか落ちつかないといまして、今回の春の減税分だけで、いわゆる物価調整減税といわれる考え方程度には、昨年比べてこの春の減税ですてに手当てが行なわれておると言えると思います。

○小林(政)委員 先日他の委員の質問に対する答弁で主税局長は、物価を全部税制で見るといふことはできない、こういうふうな答弁をされておりますけれども、そのことは物価調整減税というものを否定されることに通ずるのかどうか。減税の基準を考へる場合にその点も含めて御答弁をお願いします。

○高木(文)政府委員 課税最低限を考へます際に、物価の動向が非常に重要な要素として考へらるべきものであることは御指摘のとおりであると思いますが、必ずしもそれだけが課税最低限をきめる要素ではない、他にいろいろ要素があるというところではないかと思っております。

○小林(政)委員 税調でも、物価水準の上昇に見合つて所得の所要の調整というものを加えていく必要があるというところは明らかにいたしております。大蔵省は以前は大蔵省メニューというようにものを指定して、生活費の件はもう論議の余地がない、こういう態度をとっておりますが、いま物価の問題についても非常にいいであつて、一体何を基準に今後減税をやっていくのか、この点についてその根拠というものを明確にしたい。これは、大蔵省の減税というものは全くかかつておるんだ、自分たちの判断によってそれをか

てにきめることができる、こういうふうにとられてもしかたがないと思ひますので、明確にお答えを願ひたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 税制調査会の審議の過程を通じて、またその結論は答申にもあらわれておりますが、今後とも所得税の構造を考へる場合に、物価等の動向は最低限考へていかなければならぬといふことはわかれておるのでございまして、その点に關する限り別に従来からの考え方とそう基本的な変わつておるというところはないと思つておられます。

○小林(政)委員 非常に答弁が面白いんですけど、明確に基準というものをここに置くんだ、こういうことで国民に明らかにしていただければ、今後の減税というものを何を基準にするのかというところがちつとも明確にならないと思ひます。私はむしろ今回の減税というものは、これはもう減税をやつたなどというところよりも、五・五%の当初の物価上昇率、これに比べて最近の物価上昇というものは大幅に上回つておる、この物価調整減税をやらざるを得なかつた、そういうものであつて、決して政府が宣伝しているような減税などというところではないかと思ひます。

時間がありませんので、あと続けて二つ、三つお伺いをしたいと思ひますけれども、今後課税最低限についてどう考へているのか、お伺いをしたいと思ひます。

それからもう一つは、来年度の自然増というものをどのぐらゐというふうに見ているのかというところが二番目。

来年度は減税を原則としてはやらぬといふことがわかれておりますけれども、今回の改正をそのまま適用したら、これは税の負担率というものは上がるのじゃないだろうか、この点が三番目。四番目は、今後新経済社会発展計画ですか、これを改正するといふことがわけていますけれども、経済成長一〇%前後の伸び率というものが基礎になつておるが、これを改正する意思があるのか

かどうなのか。改正をするといふことになれば、税負担水準の上昇率等についても当然改正を行なうべきだと思ひけれども、この点についてどのように見直しを行なうとしておられるのか。それが四番目の問題であります。

それから、四十八年度の国債の償還との関係で、大蔵大臣は、今後一般消費税を研究するといふことを述べておられますけれども、この一般消費税は、付加価値税のことをなさしているのかどうか。現在税調等にも答申をお願いするといふことがわけておりますけれども、現在の準備状況といふものについて明らかにしたい。導入するときは必要条件というよりなものはどんなものを現在検討しているのか。これらの点、まとめてひとつ御答弁をお願いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 課税最低限につきましては、今後とも物価あるいは給与水準の動向、それから他の社会保障政策との関連というよりなことを考へながら、今後とも直していくといふことであると思つております。

ただ、一言だけ言わしていただきたいのですが、物価だけが課税最低限の問題を決定するポイントではないといふことではないかと私も思つております。

第二番目、来年度の自然増の見込みでございますが、これは現在今年度の見込み自体がまだ明確に出し得ない状態でございまして、かなり思い切つた見通しで三千百七十億円の減収を補正予算の際に見込みましたけれども、来年度につきましては非常に見通しにくい状態でございまして、いまのところ私もたいへん弱つておるという現状でございます。ただし、従来のような一兆をこえるような自然増収は見込めない、たいへん暗い見通しであるといふことだけ申し上げられたいと思ひます。

来年度減税はやらぬといふことを大臣が言われたといふことでございしますが、これはやらぬといふよりはやれないのではないかと。いまのよう

な自然増収との関連においてなかなかやれないのではないかと。その結果、税の負担率はどうなるかといふことでございしますが、やれないといふことは、つまり自然増収があまりないからといふことでございまして、そういう意味から言いますと、計算をしてみなければわかりませんが、税の負担率が減税をやらぬからといふことで著しく変動する、上がるということはないといふふうに私は思ひます。大体横ばいか、上下するにしてもたいして大きな動きにはならないであらうといふふうに考へられます。

新経済社会発展計画を改めるといふ作業は、これは経済企画庁のほうでございまして、どういう段取りで進むことになるのか私どももしかと承知いたしております。その後新しくそれが改定されました後において、それを前提としてまた税制調査会等において、税の負担率の問題等もあらためて議論されることにならうと思ひます。現在の段階で、計画のほうの作業が準備しておられませんが、こちらは特にいまの段階では特別のことを考へておりません。向こうの作業待ちという感じがございします。

一般消費税の研究は絶えずやっております。その中において付加価値税という制度も一般消費税制度の中できつめて有力な制度であるといふことで考へておりますけれども、一般消費税即付加価値税といふことではないので、一般消費税の中の一つとして、しかしきつめて有力な制度として付加価値税制度があるといふことで研究は進めております。その中で、どういふことが最も問題かといふ準備状況を示せといふことでございしたけれども、付加価値税という制度は、E・Cでいろいろ一般消費税が各国にありましたのいろいろな研究してそこに昇華していったわけでありまして、そのこと一つでもわかりますように、一般消費税の中では理論的には非常にいい制度だといふことがいえるのだらうと思ひますけれども、わが国の場合には付加価値税だけでなしにそういう一般消費税が一般的になじんでおりませんから、

実施の面でうまくいくかどうか、一般に納税者の皆さんとの間でなじみやすいものになり得るかどうかが、非常に問題でございまして、そういう意味で、理論的な検討というよりは、若干現実的な検討ということをしてみたいという趣意で、そういう意味での準備を進めております。しかし、いずれにしてもかなりの時間を要するものと考えております。

○齋藤委員長 藤田高敏君。

○藤田(高)委員 私はそのものずばりで、大きく分けて三つの質問したいと思っております。

その一つは、予算委員会でも問題になったこととありますが、財政法上の関係と今回発行してある国債の問題であります。二つ目の問題は、国債消化に関する見通しの問題。第三点は、税収減、なかなか地方税の減収に伴う国の財政補てんないしは財政措置の問題、この三つについてお尋ねいたしたいと思います。

その前段としてまずお伺いをいたしますが、今回の税制改正にも見られますように、また四十六年度の予算補正の予算案の内容を見ても、租税及び印紙収入による減収は四千七百五十七億、雑収入六百九十六億、これが約五千四百五十億、円程度になると思っております。これはもちろん千六百五十億の減税分を含んでおることには論をまかせません。これだけいわば減収になっておるわけですが、いわゆることしと続いた不況、加えてドル・ショックによる影響というものは、この補正予算を編成した当時よりさらに深刻な影響が出てくるのではなからうか。これは一昨々日でしたか一学者の見解でありまして、政府のあらゆる機関に参画いたしております一橋大学名誉教授の中山教授の説ではありませぬけれども、例の昭和三十年当時の大不況にも匹敵する不景気が到来するのではないか、そういう前提に立ててこの補正予算を組んだのかどうか。これはいわゆる税収減の見通しに関連するわけでありまして、いま私が指摘をいたしました五千四百五十億円程度

の減収で、年度末までこの程度の減収で済むと見ておるのか。それとももっと深刻な経済不況の影響によって、さらにこの上に税の減収というものが予想されるのではないだろうかと思うわけでありまして、その経済見通しと税の減収見通しについて、政府の見解をまずたしたいと思っております。

○高木(文)政府委員 経済見通しのほうはちよつと私、十分御説明ができていくのでございまして。と申しますのは、現在の状況からどういふふうに来年度に変化していくかという見通しの問題でございまして、政府全体としてたいへん見通しが立てにくくしているわけにございまして。

第二の、三千七百億円の減収を見込みました。それはなおそれ以上に減収が起るかどうか、それはつまり経済の反映でございまして、そういう意味でのお尋ねと思っております。その点につきましては、実は三千七百億円の減収を見込みましたのは、作業の都合上ちよつと一月前くらいの段階で私どものところで見通したわけにございまして。

その後の推移を見ておりますが、いままでのところでは、そのときつけました見当であまり大きな変化は起こっておりません。御存じのように、三千七百億円の減収の中で一番大きなのが法人でございまして、法人税の減収が二千九百億に及んでおるわけにございまして。ところが法人税の減収というものは、その景気の動向が必ずしもびたつとあらわれてくるわけでもありませんので、その間において会社の経理についての決算態度というものが中間にはさまってあらわれてくる関係もございまして、そういうものを見てまいりますと、必ずしもそう極端に各企業がそろって赤字決算をするというふうなこともございませぬものですから、いままでのところ減収見込みとしてはほぼあの程度でいくのではないかと考えておりますけれども、しかし、非常に変化の大きいときでございまして、いわばあまり自信のあることは申しかねるというのが率直なところでございまして。

○藤田(高)委員 これは主税局もさることながら、

主計局自身の問題でもあらうと思ひますし、政府全体の責任の問題にもなるかと思ひますが、そういう意味において、これはなかなか予想したい条件もあることですから、確定的なことはいえぬにしても、いま私も一番心配しますことは、非常に大きな経済界のいわゆる不景気の要因というものが、第二の歳入欠陥として国債発行を再び年度内で——これは実質論としてです、実質論として、第二の国債発行をやらなければ財政上のつじつまが合わないというふうな事態が起るのではなからうかという心配をするわけにございまして。

そういう点については、もちろん見通しの問題ですけれども、次官のほうから、いまの主税局長の答弁のようなものであるかどうか、今日段階における見解をひとつ示してほしいと思ひます。

○田中(六)政府委員 経済の見通しから考えますと、中山伊知郎先生も言っておる通りに、確かに大きな不況が訪れるという覚悟は政府もしておかなければならぬでせうし、多くの経緯評論家もそう指摘しております。経済成長率が一〇%以上ということとはほとんど考えられない現状で、それから円の高値の問題、その率にもよりましうし、それから課徴金などの撤廃、そういうものが迫られておるわけにございまして。不況が感じられ、しかも自然増収というものが大幅に減るというところを勘案しますと、国債の発行を再び年度内にやらなくちゃいかぬのではないかと委員の御指摘は、私もそういう懸念を持っております。

○藤田(高)委員 私は、この問題は一応見通しについて見解を聞く程度にとどめまして本論に入りたいと思ひます。

予算委員会における論議を見ましても、財政上の歳入欠陥と称するものは、先ほども指摘されましたが、厳密に言えば税収減によるものではない数字としては約三千億、これが歳入欠陥と称するものではないかと思ひます。予算委員会

の論議を通じてやりました経過は、いわゆる財政法上のためえからいけば、四十年に国債発行したときのように特例措置によってやるべきではないかということが論議の焦点であったと思ひます。それに対して政府は、私、ここに持っておるわけですが、いわゆる予算委員会に提出した資料として、「本年度の補正予算における公債発行の追加について特例法によらない理由」というものを出しておりますが、私はここで論議を深めるためにまず明確にしておきたいと思ひますので、いわゆる歳入欠陥と目されるものは、ラフな数字ですけれども、三千億と云うふうな理解してよろしいかどうか。

○高木(文)政府委員 税収減は三千七百億円でございまして、そのほかに税外収入の減が六百九十六億とございまして、いわば収入の減のおもなるものとしては、その二つの合計額ということではないかと思ひます。

○藤田(高)委員 わかりました。私は続いてそのこともお尋ねしようと思つたわけですが、合わせて答弁がありました。いわゆる雑収入の減額を含めて約三千八百億円の歳入の欠陥が生じたという数字の上で明らかであります。それはこの四十六年度の補正予算の説明書にも盛られておるところでございまして、この性格論からいけば、昭和四十六年度に国債を発行したときと同じ性格の赤字ではないか。四十六年度は九千二百五十億円であったと思ひますが、いわゆるその歳入欠陥に見合う性格の赤字国債ではないかと思ひます。

性格論はどうでせうか。

○平井政府委員 ただいまの御指摘は、先ほど主税局長が御説明申し上げました歳入欠陥部分に対応して発行される公債は、歳入補てんのための公債、先生のおことばで申しますと赤字公債ではないかという御質問でございまして、前々から大蔵大臣が申し上げておられますように、財政法第四條第一項ただし書きの趣旨というものは、全体として後代の負担に帰すべきいわば公債をもってまかない得べき対象経費は、公共事業、出資金並びに貸し付け金等に限定されるという考え方をとっており

ますが、全体としての公債発行額がただいま申し上げました公債発行対象経費の限度内ににとどまっている限りにおきましては、赤字公債というものではないというふうに考えておる次第でございます。

○藤田(憲)委員 これは私はあとで、四十一年の衆議院、参議院の議事録で、当時の大蔵大臣が答弁をしておりますことを引き合いにして明確にしたいと思いますが、いま政府委員のほうから答弁があったように、いわゆるそういう性格のものであるから特例措置によらなかつたのだ、こういうふうな理解してよろしいですね。

○平井政府委員 さようでございます。

○藤田(党)委員 四十年に初めて国債発行がなされたときに、私も当時大蔵委員をしておりまして、本会議においてもこの討論に参加した一人ですが、当時の福田大蔵大臣の答弁は実に明確なのです。社会党の参議院の木村福八郎先生の例をとらしては、たとえば、その当時も公共事業と称するものは約六千億ぐらいあったんですね。ですから、ある学説、ある考え方によれば、今国政府がとっておるようなこういう便法的な措置によって、特例法による国債発行をやらなくてもいいじゃないかと、いう考え方に対して、当時の福田大蔵大臣はわざわざ

わざ念を押されて、財政法四条にいうところの公債と、今回のような歳入欠陥、税の減収によって、いわばその穴埋めに使う公債とはおのずから性格が違うのだということを、政府答弁として明確に答えてあるわけなんです。それであれば、今回の、先ほど指摘いたしました約三千八百億の歳入欠陥というのは、性格論としては、四十年のこの場合と同じものじゃないですか。どこが違うのですか。性格論で説明してください。

○平井政府委員　先般衆議院の予算委員会に提出いたしました資料で御説明申し上げておりますとおり、昭和四十年度の歳入欠陥に際しまして公債を発行いたしました経緯につきましては、法律制には必ずしも特例法による必要はないというのが私どもの考え方でございます。当時、大蔵省と

して、大蔵大臣が御説明申し上げましたように、考え方としては必ずしも法律的には特例法による公債を発行しなければならぬという性質のものではないが、当時の事情といたしまして、戦後初めに公債を発行するという事態になったこと、並びに公共事業費の範囲につきましても当初予算において何ら規定されておりませんでしたこと、そういったこと等を勘案いたしまして、当時の考え方として特別の歳入補てん公債を出すことにいたしましたということでございます。

○藤田(島委員) この際はっきりしておきたいと思いますが、私たちの考え方というのは、大蔵省の考え方ですか、それとも政府の統一見解ですか、その点をひとつ答弁の中で明らかにしてもらいたいです。

それと、二つ目の問題としては、戦後初めてやるから特例法によつたのだ。戦後初めてやろうと、二回目やろうと、三回目やろうと、法律構成として、法律の根拠法として解釈する場合に、同じ性格のものに対して同じ法律的根拠を用いずして、回数によって取り扱いを変えるなどということは、そんなことはできませんか。そんなことで国民を説得する理由になると思いますか。その点どうですか。

○平井府政委員 説明をちょっと補足させていた
だきたいと思いますが、当時公債を初めて発行い
たしたということとあわせまして、当初予算にお
いては公債の発行が予定されておらなかった、し
たがいましてそれに対応して、公債発行対象経費
のうちの公共事業費の範囲についても何ら論議が
されておらなかった。そういった事態におきまし
て、年度の途中において初めて公債を発行する
という事態に立ち至ったわけでございますので、そ
ういったことをも勘案いたしまして、当時は歳入
欠陥補てん公債という形で発行いたしましたのだ
という解釈でございます。

なお、この考え方につきましては、現在の私ども申し上げている見解は、一応政府の統一見解とおとりいただいてけっこうでございます。

○藤田(田)委員　それは答弁になりませんね。これは私は前段委員長にも断わっておきますが、大蔵大臣が予算委員会でも答弁しておることと関連いたしました、大臣に総括質問の中で若干時間をいただいてこれは結めたいと思いますけれども、私は先ほどの質問に対して一応大臣の補佐役としての次官の見解も承りたいと思いますが、時間を効率的に使う意味において、私は四十一年の国債発行、この問題のときに福田大蔵大臣がどう言っておるかということを、この昭和四十年十二月二十九日参議院の議事録の十四ページ、この議事録の抜粋を読んでみましょう。

福田大蔵大臣はわが党の

て、特例措置によつた理由は、なぜ政府はこういふふうにするか——いゝわゆる今回政府がこのたびによつておるようなことをしないでわざわざ特例措置にとつたかというのを、福田大蔵大臣はこのように説明しておるのですよ。「四十年度の公債はあくまでも第四条の特例なんです。それから、四十一年度以降に考えておりますのは、財政法第四條による公債なんです。」いゝわゆる歳入欠陥に基づく、税の減収による公債は特例なんです、四十一年度公共事業を対象にして考える、そういう國債はこれは財政法第四條による公債なんです、こういうふう

うに分けて、次にこう言っております。「そこに本質的な違いがある。実体的にはどういう違いがあるかということをつけ加えますと、四十年度も木村さんのように法律に詳しい、また財政、経済に明るい人でありますと、何も特例を設けぬでもいいじゃないかと、公共事業費が四十年度予算の中にもあるじゃないか、それを引き当てとして公債を出したらいんじゃないか、こういう議論をされることになるかと思うのです。」とこう言っております。これからさらに福田大蔵大臣は「しかし、これは私はどうもこじつけど、こういうふうに思うわけです。つまり四十年度になぜ公債を出さなければならなかったかというのと、はからざる経済不況で税収が落ち込んだと、そのために出すんだと、つまり公共事業を対象とするとい

的に違う点をちゃんとつかまなきやいかぬ。これを公共事業費が六千億も四十年度予算の中にあるのですから、その財源として公債を出すというように構成をすべきじゃなくて、すなおにいきさつを是認して、第四条じゃないのですと、これはまあ税の落ち込みに対してやむを得ず出す公債ですという法律構成を考へべきである、一実にこれは明確ですよ。今回のいわゆる税収の欠陥に伴って措置をした国債発行と性格は同じじゃないですか。なぜ同じ内閣で、大蔵大臣と外務大臣が変わっただけで、しかもその内閣を構成する有力な大臣がある内閣で、なぜこんなに解釈が違うのですか。政務次官、どうですか、これは。

○田中(六)政府委員 税の減収は

事業となぜ違うかということでございますが、やはりそのときの情勢、バックグラウンドがあったと思うのです。私は、国債というものがそのとき、四十年度に初めて発行されて、それまでの公債という概念が非常に意味、内容が一般的に違つておつた。それが現在には国債というものが国民の間に大體定着いたしてあるというところが四十年度和現在の四十六年度はだいぶ違つているんじゃないか、そういう意味からこういう措置をとつたんじゃないか、

ないかという気がしております。

○藤田(憲)委員 私は全くいまの答弁を聞いて、不勉強というのか、知らぬで答弁するのであれば、失礼だけれどもきわめて不勉強であると思う。少なくとも大蔵委員会というのは、社会党の先輩議員もおられますけれども、いわゆる論理的に、しかも道理にかなった論議をする委員会として、他の委員会よりも非常にその点が特徴のある委員会だというふうに私は指導もされてきましたし、そのように理解もしてきましたし、ある意味においては大蔵委員の一人としてそのことを私自身率直に言つて誇りとしてきました。しかし、いまのような答弁を聞いておると、これは委員会どころか、どこか井戸ばた会議で論議するような説得力のない答弁だということを率直に言つて私は遺憾に思

うのです。

財政法上の解釈というのは、法律上の概念として変わるべき性質のものじゃない。少なくとも四十年の場合も今回の場合も、今回の場合でいえば三千八百億に匹敵するような赤字公債は、これは財政法上のたてまえからいって、この種のものは国債を発行してはならぬ、こう規定してあるのですよ。出してはならぬと規定してあるのですよ。それを出す場合は特例法によるというのが前大蔵大臣の福田さんの言うようにすなわち、しかも財政法上の解釈からいって最もベターな処置のしかたでないか。こういう実情に明確なことにについては私はいま少し政府もわれわれ野党的な立場の者もやはり共通の認識を持っていいんじゃないかと思うのですが、どうでしょう。これは大蔵委員会の権威にかけても私はぜひそのようにお願いしたいのです。

○田中(公)政府委員 これは見解の相違だと思ふのです。われわれはあくまで財政法第四條第一項による公共事業費、出資金及び貸し付け金の財源についての公債の発行というふうに考へてゐるわけです。私も勉強をしてないかしてゐるか疑問であります。あくまで政府の見解というものはその一点に押してゐるわけで、前の大蔵大臣がそういうことを言つておつたといひましても、そういう一つの法律あるいは客観情勢の事情の変更といふものはいつてもあるわけではございまして、第四條によつて私どもがやつてゐるということとは間違ひないことで、ただあなたのおっしゃるような疑念もあるから、大臣も予算委員会でも財政制度審議会にも一度はかういふことを言つてゐるわけですね。疑点があるのを、そうじゃないと言ひわけにもいきませぬ、私どもが主張してゐるのは、あくまで財政法第四條第一項による公債の発行だといふ見解でございまして、その点は私も何とも申しようがないわけではございませぬ。

○藤田(高)委員 現在、大臣としては所管が違ひかまかりませぬけれども、先ほど言つたように佐藤内閣の有力な閣僚ですから、私は場合によれば

ば福田外務大臣もこの大蔵委員会に出席を願つて、そうして水田大蔵大臣も出席を願つて、そこで政府の統一見解をただしたいと思ひます。これが一つですね。これはひとつとて理事会にもできればおはかりいただいて、そのような御処置をとられることを委員長にも要望しておきたいと思ひます。

それと、これは私自身の考えですが、政府自身は、福田前大蔵大臣のことをかりていへば、そういう今回のような措置をやることはこじつけ論とまできめてゐるのですね。そういうこじつけによつて今回の問題を糊塗しようとするのであれば、私は場合によつたら裁判によつてこの解釈を争つてみる必要があるんじゃないかと思ひます。というのは、私の立場からいへば政府は二重の法律違反をやつてゐる。本来この種のものは、先ほど言つたように財政法第四條のたてまえからいへば、当然これは国債発行してはならぬ。しかしやる場合には特例法でやるべきだといふことをやらなかつた。特例措置をとらないから予算委員会でも何となくこの問題が論議をされて、特例措置をとられたら大蔵委員会に法律案としてかかるのですよ、原則的には、われわれ自身の審議権をかういふむちやな解釈によつて奪つてゐるんじゃないですか。どうですか、この考え方に対して。

○平井政府委員 先ほど大蔵大臣の御答弁の御引用がございましたけれども、それに關連いたしまして岩尾政府委員が当時補足説明いたしておりましたけれども、当初にちゃんと建設公債を出すというやうなことで公債政策を採用してゐるやうな場合であれば、その年に同じやうな公債政策を引き継いで公債を出していくことは考えられるけれども、本年のやうに公債は発行しないという方針で予算を編成して、そしてたまたま年度中に歳入が減つてきたといふやうな場合に、これはやはり公共事業のワケがあるので建設公債でいくといふのはいささか強弁に過ぎるのではないかといふ趣旨で特例法でいくべきだといふことを説明いたしておりました。したがひまして、当時の考え方といは

しまして、当初から公債政策をとり、公共事業費の範囲がきまつてゐる場合には、當時としても当然現在のやうな形になるのだといふ考え方では買かれてゐるわけではございませぬ。

○藤田(高)委員 私は、くだいようですけれども、実際に便宜的な解釈だと思ふのです。これはあとでも申し上げますが、そういう解釈をとるところにいわゆる国債発行に対する歯どめといふものがなくなつて、法律的行爲によつて禁止されてゐるものでも大蔵官僚諸君のかつて気ままな解釈によつて、そして財政法第四條の趣旨といふものは、あれだけの戦前の歴史的な経過の中で生まれてきた、この国債発行歯どめの法律的条項さえ、かつて気ままな解釈によつてずるずるにはずしていくといふことになると思ふのです。私は重ねて言つておきますが、建設国債を発行するといふ前提で四十六年度の予算が組まれてゐた。四十六年度はそういう性格の予算編成ではなかつた。しかし税の減収に伴う歳入欠陥を穴埋めする公債としての性格は、これは四十六年度も今回の場合も同じじゃないですか。それが同一の性格であるのに、初めてやるからそれは特例措置なんだ、二回目、三回目、四回目になれば同じ性格のものであつてもそれは特例措置によらなくてもいいのだ、こういう解釈はあまりにも便宜的じゃないですか。その点一つ。それと引き續いて、先ほど次官の答弁では、予算委員会でも大臣はこの解釈については財政制度審議会の諮問にもかけてみた、こういうことを言つておられますが、これは私は明らかに私がいま指摘してゐるやうなことに對して自信がなくなつたからかけるのじゃないですか、どうですか。

○平井政府委員 あとの点からまず御説明申し上げます。當時の御答弁、私、そばで聞いておりましたのでしたけれども、何つてゐる趣旨では、政府としては、現在の解釈は正しいと思ひけれども、一応そういう御議論もあるので、財政制度審議会の意見も徴したいといふことを申し上げたやうに聞いております。

あるから、二度目であるからといふふうにおとりになつたとすれば、それはそういう趣旨ではございませぬので、先ほど御説明申し上げましたやうに、四十六年度においては、戦後初めてだといふことだけでなしに、当初予算において公債発行を予定してゐなかつた。しかも戦後初めての事態でございまして、公共事業費の範囲について現在のやうに予算総則で両院の御決定をいただくといふ手続もとつておりませんでしたので、そういう非常に公共事業費の範囲もはつきりしてないやうな段階で、さかのぼつて出すといふことは必ずしも適當でないといふ問題もあつたわけではございませぬ。したがひまして、そういう意味で、初めてだからといふだけではございませぬので、その点はもしそういうふうな御理解いただいたとすれば、私の説明不足でございまして、補足いたしておきます。

○藤田(高)委員 いまそういう答弁をされると、予算総則の中にそういう国債発行を前提とするやうな予算措置を考へておつたのかどうか、こういうことになると思ふのです。ますますもつて予算編成のいわゆる総合予算主義のたてまえからいへば、これはほんとにたてまえはなはだしいといふことにならざるを得ぬのじゃないか。早い話が、この予算委員会に出した大蔵省の資料によつても、国債発行の対象額が一兆六千八百億円の範囲内に入つてゐるというのですが、四十年の場合だつて公共事業の範囲内——公共事業費は當時六千億あつたわけですよ。ですから、先ほど議事録を紹介したやうに、この種の性格のものについては、法律構成の問題として當時の大蔵大臣が、これは性格が違ひます、税収減によつてそれを穴埋めする国債と、それと公共事業を最初から目当てにして出していく財政法第四條のたてまえによる国債とは性格が違ひます、こういうことを言つてゐるのも、私はそこを根拠があると思ひます。私は、その意味においてこの見解は、先ほど申し上げたやうな事後の措置の問題もありませんから、以上で留保しますけれども、私はこの段階で

一つの段階的な質問をしてみたいと思うのです。特例措置にやらなかったのだけれども、特例措置による、法律上の措置をやったほうが過去のいままじった経緯及び財政法の解釈上からいけばよりベターであつたのではなからうか、こういうふうに思いますが、その点は次官、どうですか。

○田中(二)政府委員 たびたび政府委員並びに私も言つておりますように、私どもはあくまで財政法第四條第一項のワク内であつて、あえてこれを特例法によらなくてもよいという見解でございますが、そういう大きな疑問が現実にあるわけでございますので、その点はやはり十分検討する余地はあるというふうに考えます。

○藤田(高)委員 どういう検討のしかたをされるかお尋ねしたいのですが、その予算委員会の大蔵大臣の答弁によれば、財政制度審議会にひとつはかつてみようとすることが、これも私は実に見識なやり方だと思つたのですが、もし財政制度審議会にはかるのであれば、もう事前にこの予算制度審議会の意見を聞かれたらよろしいのじゃないでしょうか。きょうも私は実はあれとしておるのですけれども、「当面の税制改正に関する答申」が税制調査会の答申としてきょうの委員会の私どもの机の上に出ております。これなんか実には税制調査会というのは何をやつておるのだからか。失礼な言い分だけれども、全くアクセサリ的な調査会になつておるのじゃないか。これは少なくともわれわれがここで審議をする前にこの税制調査会の正式な答申というものが委員の手に渡つて、そして審議される性質のものじゃないですか。この種のアクセサリ的なものに、いわば大蔵大臣の言う財政制度審議会を活用するといふか、利用するといふことであれば、これは私はその審議会にはかること自身が非常に問題があると思うのですが、そのあたりに対する政府の見解はどうですか。

次第でございます。ただ、予算委員会等におきましてそういった御議論もあつたわけでございますので、あらためて財政制度審議会の御意見も承るということにいたしました次第でございます。

○藤田(高)委員 事前に財政制度審議会の議を経て、ほんとうにまじめな意味において税制調査会なり財政制度審議会を権威あらしめるものとして、その諸機関は諸機関としての権威あらしめるものとして活用するとなれば、四十年のときと今回の場合とは同じ性格のものでありながら別の取り扱いをするわけですから、この種の大事なことをやる場合には、事前に専門家の意見を聞いて出すことのほうが妥当ではなかつたかというところを聞いていたのですが、そのことについてはどうですか。

○平井政府委員 先ほど御答弁申し上げましたとおり、政府としては、四十一年度以降の公債発行についてのルールは確立しておると考えております。その意味におきまして、財政制度審議会にあらためておはかりいただきなかつた次第でございますが、ただ国会等において御議論もございましたので、あらためて財政制度審議会におはかりをしてみたいということにいたしましたわけでございます。

○藤田(高)委員 これは答弁になつていませんから、あとでこれは次官の見解も聞かしてもらいたし、あらためて大蔵大臣の見解も聞かしてもらいます。

そこで、私は一つの提案があります。と申しますのは、きょうのこの税制調査会のなにはありませんが、なるほど十月十一日にそれは結論は出ております。出てはおりますけれども、形式上の取り扱いとしては、今日われわれの手元へこういったものが出るというふうなことで、私は財政制度審議会の二十五名の委員のなを見てもみますと、これはたいへん失礼な言い分ですけれども、会長の社長、相談役、顧問、会長、頭取、総裁、社長というふうな形で、学者あるいは新聞社等という専門家は、ゆるく見て二十五名のうち七名しかいませんね。私は、こういう人だけで

財政制度審議会の意見を聞いても、失礼ですけれども意見というものは非常に片寄るんじゃないか。この際、一つの提案があるというのには、どうでしょうか、この種の財政の問題の専門の学者だけで、しかも客観的な意見を、権威ある意見を集約するために、私ども社会党、公明党、民社党、共産党、こういう各党が推薦する学者も含めて、学者の意見を聞くような、そういうことをこの財政制度審議会と並行して、できれば審議会と結論を出す前に、ひとつそういうメンバーによる、私が指摘しておる問題についての解釈を集約するような手だてを政府としてやってみてはどうか、こゝまでいけば意見が対立するわけですから、そういう面について政府の見解はどうでしょうか。こういう建設的な意見はぜひひとつ採用してほしいと要求するわけですが、事務局並びに政務次官の見解をただしたいと思つています。

○平井政府委員 財政制度審議会全体の委員の構成について御指摘がございましたが、御承知のように、財政制度審議会にはいろいろな部会がございます。そして、こういった問題を論議いたしますのは法制部会ということになっております。その法制部会の中心となる立場にお立ちになりますのは学者の先生方がございまして、それには学者四名の方をいらしやいます。そのほかかつて法制局の部長をつとめられた方であるとかあるいは会計検査院の要職につかれていた方だとか、そういうたいわば法律上の御見解について詳しい方々を網羅いたしておりますので、そういう点におきましては、いわゆる民間中心であるという御指摘は当たらないのではないかと思います。ただ、そういった御意見がございまして、現在の段階では、そういう意味では一応公正中立な学者の御見解を承つていけると考える次第でございます。(藤田(高)委員「何ですか、最後ちょっとわからない、私の提案に対しては」と呼ぶ)

先ほど申し上げましたように、現在の構成におきましても、法制部会等につきましては十分そういう配慮がされておりますので、まず法制部会

においてそういう点の御検討をいただければいいのではないかと考えている次第でございます。

○田中(二)政府委員 私は、この委員の提案を、まさしくそのとおりにしたほうがいいと思つております。と申しますのは、この財政制度審議会のメンバーだけじゃなくて、各審議会のメンバーを、私、ずつと考へてみますと、頭の中で反すうすると、各部会ともそれぞれ非常に兼任した人が多くて、しかもそれが非常に古い。そういうふうなことを考えますと、やはり新しい学者、しかもそれぞれ考えの違った人を持つていくことが国民全般にとつていい結果を生むんじゃないかという気持ちを持つておりますので、その点は藤田委員と全く同じ考えでございます。

○藤田(高)委員 非常に私の質問も建設的であつたと思つたけれども……(「初めていい答弁したな」と呼び、その他発言する者あり)やじの陰りが強くてちょっと私の質問が消されましたけれども、やはり佐藤内閣の中にも次官クラスの中にはきわめて真摯な、まじめな次官の存在することを発見しました。私のこの提案に御賛成いただきましたので、これは具体的な問題としてはおそろしく私も野党側にも御相談があるかと思つて、この財政制度審議会とは別に、権威ある学者を集めて、大事な国の財政の根幹をなす問題でありますから、あまり立場にこだわらないので、わが国将来の財政のあり方、なにかんぞ国債発行のあり方についてどうあるべきかという観点から、ぜひひとつ私の提案を生かしていただくことを強く要望しておきます。

若干、時間をこの問題でとり過ぎましたが、続いて私は、国債発行に関する消化能力の問題についてお尋ねをします。これまで時間の合理化をはかるために質問を集約して行ないたいと思つて、まず第一は、現在の国債の消化体制、なかんずく市中金融の消化構成というものはどうなつているかということが一つ。二つ目は、この市中金融消化構成が、聞くところによりますと、当初四千三百億の国債発行に加えて、今回七千九百億の国債発行がなされたということで、その消化構

成の自身に損害保険であるとか信用組合であるとか商工中金といったような、いわゆる中小金融団体まで消化構成団体に加えるというような、そういう構想があるやに聞いておりますが、そういう考えがあるのかどうか。その場合は引き受けの割合というものはおのずから変わると思いますが、どういふふうに変わるのかということ。それとあわせて、現在四十六年度の国債として四千三百億の国債はどの程度消化されているのか、その消化されている残りがあると思うわけですが、その残額と今回の七千九百億を合わせた国債発行というものは、あとも指摘したいと思えますけれども、いまの経済界の見通しを含めて、特にこの円・ドル問題との関連等を含めて、年内消化が可能であるかどうか、そういう見通しについて。以上、五点についてお尋ねしたいと思います。

○大蔵説明員 ます、第一点の御質問でございます。現在のシニアの構成でございますが、これは都市銀行、長期信用銀行、地方銀行、信託銀行、相互銀行、全国信用金庫連合会、農林中央金庫、生命保険会社、証券会社、これらのものによってシニアは構成されております。なお、お尋ねの信用組合であるとかあるいは商工中金というものをこれに加えるかどうかという御質問でございますが、現在構成されておりますところのシニアメンバーに、いまの段階におきまして新しく信用組合なりあるいは商工中金なりこういったようなものを加えるという考え方はございません。

それから、シニアの問題でございますけれども、シニアのシニアの問題に關しましては、現在におきます消化のシニアの原則といたしましては、証券会社が結果として年間を通しまして一〇〇消化をいたすことになっておりますが、証券会社のシニアが一〇〇というのを前提といたしまして、残りの九〇〇を、現在の原則といたしましては都市銀行が四三・五、長期信用銀行が九・三、地方銀行が一・二、信託銀行、相互銀行、全国信用金庫連合会、農林中央金庫、生命保険会社、これらがそれぞれ三・六の国債を消

化をする、かようなシニアになっておるわけでございます。

それから、第四番目の御質問でございますところの七千九百億、このたび新しく発行されましたところの国債が消化が可能かという御質問でございますが、何ぶんにも年度途中におきまして一挙に七千九百億という国債が追加発行されることになりましたので、資金運用部におきまして七千九百億のうち二千四百億を引受けて、残りの五千五百億を市中において消化をするということでございます。最近におきます金融情勢は非常に大幅に緩和基調にあるわけでありまして、国債の消化にとりましてはきわめて順調といえる環境にございますので、また明年一月からは、すでに御承知のように別ワク非課税のワクが五十万円から百万円に上がること、あるいは国債の償還期間を、七年から新しく明年の一月からは十年ものの発行を検討いたしておりますこと、こういったようなこともあわせ考えますと、五千五百億円の市中消化分は順調に消化し得るものと私どもは考えております。

それから、本年度当初予算におきまして四千三百億円の発行が予定されておりましたが、そのうち三百億は資金運用部において引き受けて、残りの四千億を市中において消化をいたすことになっておりますが、そのうち十月までに三千九百八十八億、すなわち残り九十二億円の残と新しく追加発行されました分の消化を三月末までに消化をいたす、かようなことになっております。

○藤田(高)委員 前段発行した四千三百億の消化状態は一応理解できましたが、今回の七千九百億の消化の見通しについては、なるほど一般的には現在の時点では、答弁にもありましたとおり、市中金融が緩和基調だということと、その消化の可能性は明るい、こういうことでありますが、このいわゆる円・ドル問題で円の切り上げが年内にも行なわれるであろうと、現在多国間調整によって円の切り上げ問題が論議をされておりますけれども、

日銀總裁あたりがああいう談話を発表するような情勢から判断をいたしますと、円の切り上げ問題は年度内に一定の決着を見るのではなからうか、そういうことになりまして、ここで予測されますことは、いわゆる投機的な外資といえますが、非常に流動性の強い投機的な外資がかなり多額に円の切り上げによって国外に流れ出るのではなからうか。これはいろいろ見方にもよりましようけれども、ある銀行の見通し調査では、現在四百億ドルの手持ち外貨のうちで半分の七十億ドルぐらいが動くのではないかと、ある説をなす者は、少なくとも三十億から五十億ドルぐらい動くのではなからうか、こういうことになりまして、市中の金融といふものは急激に引き締め基調になってくる。そういうことになれば、実質的に国債を発行して、そうしてこの消化期間といふものは私は約三ヶ月か四ヶ月程度だろうと思っておりますけれども、その間でそういう国際的な通貨問題等の関連において七千九百億といふものはたして消化が可能であるかどうか、そのあたりの見通しをひとつ答弁してもらいたいのと同時に、私がさらに心配をいたしますことは、昨今の新聞論調ではありませぬけれども、来年はさらに税の減収が強く出るだろう。さらに政府は来年の減税については強い態度を表明いたしておりますが、やはり勤労大衆の側からはこの減税をやってほしいという要求も強まるでしょう。不況は来年の六月か八月か知りませんが、それくらいまで長引くというようになるとなると、どうしてもここで来年度の予算編成に向けてかなり多額の国債発行といふものが予見される、新聞紙上ではありませんが、最低一兆五千億から場合によっては二兆円にも達するのではなからうか、こういうふうにいわれておりますが、そういうことになると、この四十六年度の七千九百億の国債発行の消化が見通しどおりにはなかつた場合には、私は、来年度においてこれはかりに——国債発行それ自体のいい悪いはともかくとして、一つの過程として国債発行をやった場合に、来年度の分を含めて国債の消化というものが非常に困難になつてくるのではなからうか、来年の見通しを含めてひとつ政府の見解を承っておきたいと思います。

○林説明員 ただいま御指摘がございました点のうちで、前半の部分に当たると存じますが、かりに円が切り上げになりました場合に、投機的な外資が海外に流出いたしました、そのために国内の金融が引き締まりはしないかという部分について、私からお答え申し上げます。

お話がございました通貨調整、為替相場の切り上げ、切り下げということが起こりました結果、その以前に流入、流出いたしました投機的ないわゆるホットマネーが逆流をいたしまして、そのために国内の金融に大きなインパクトを与えるというようなことはヨーロッパ諸国ではたびたび経験があることでございまして、今回もいろいろと論議が行なわれているところでございます。同様なことが円につきましても起こるのではなからうかということがいろいろ心配されているわけでございますけれども、円につきましては一体どういふ姿で今回の為替不安、通貨不安が落ち着くのか、円の切り上げがかりに将来行なわれませんでした場合に、どの程度の幅でどのような姿で行なわれるかというところがはつきりいたしませんと正確な予測はむずかしいわけでございます。

ただ、一つ申し上げられますことは、諸外国における為替投機と異なりまして、日本におきましては、去る八月の変動幅の制限の一時停止という措置がとられましたときに、幸いに短期的な海外のホットマネーの流入は非常に少なかった。計測方法はなかなかむずかしいのでございましてけれども、八月中旬の証券投資の流入も一億ドルに満たない状況でございましたし、いわゆる自由円の増加といふのも急速な措置をとりました結果、少額にとどまったわけでございます。したがって、そのホットマネーの流出、海外の短資の流出というふうな事態はそれほど警戒する必要はない。問題は、いわゆる輸出前受けという形で入ってまいりました資金、これがどういふ姿になるか、あるいは今回の措置がとられます前にいわゆるドル

シフトをした部分が再び円に変わるか、円シフトを起すかという問題でございすけれども、しかし、その輸出前受けの分につきましては、あらかじめ輸出で代金を受領しております。それが今後輸出いたします場合に、代金を以前にすでに受け取っておりますので、あらためて輸出代金が流入してこないというだけの姿でございすし、また若干の円シフトという点につきましても、それほど大量に、たとえばたいだいま御指摘がございした七十億ドルあるいは三十ないし五十億ドルというオーダーを考えなくてもいいというふうに考えております。

いずれにいたしましてもこの問題は慎重に研究をしていかなければいけない問題だと存じますけれども、一部の方面で指摘されておりますような、格別におそれる必要はないというふうに考えております。前段の部分はそういうことでございす。

○近藤政府委員 国内金融の部面につきまして御答弁申し上げます。

本格的な緩和基調が続きますかどうか、その点を決定いたします要素は二つあるかと存じます。一つは、ただいま林次長から御答弁申し上げました外為の散超がどういう状態になるか、揚げ超状態に転ずるか否か。今日までの緩和基調の主たる要因は年度初来三兆円をこします外為の散超に原因いたすわけでございすから、その点がどうなるか、これが一番大きな問題であろうかと存じます。そしてその点は、ただいま御答弁申し上げましたような状況で、もちろん確たる見通しは今後の通貨調整の決着のしかたに左右されるところが大でございすので、ただいまのところはもちろんはっきりした見通しは出ないかと存じます。ただいま御答弁申し上げましたような程度が、ただいま御答弁申し上げました一つの金融緩和の状態である。一方におきましてもう一つの金融緩和の状態を左右いたします資金需要の面、設備投資がいつごろどの程度に回復をいたしてまいるか、この点につきましてはただいままでのところ、もろもろの調査によりますると相当の時間がかかるの

ではないかという感じがいたしております。といふとしますと、内外両方の要素とも相当緩和基調は長く続くのではなからうかというものが、ただいま私どもの考えておりますところでございす。

○藤田(高)委員 いま前段お答えされたなにより、多額の投機的な性格を持つ外貨が出ていく心配はないだろう、これはまあ見通しの問題です。それから決定的なことは言えないと思ひますが、私は一つのある意味における確率の高い推定といひますか想定として、これは想定は幾つかやるといふ、政策当局としては、しかし八月十六日の例のニクソン声明があつて、そして八月二十八日、変動相場制を採用する約半月ほどの間にあれだけ大きな外貨が入ってきたわけでしょう。そして、その当時たしか七十億ドル程度だといわれておつたのが現在時点では百四十億ドルですか、約倍になつておるわけですね。そうしますと、この間に動いたものが全部が全部とはいひませんが、いひゆる八月十六日からあの半月ほどの間に動いた四十億ドルないし五十億ドルといふこの外貨は、私は性格的には非常に投機的な性格の強い、流動性の強い外貨だといふふうにこれは見なければい

かぬと思ひます。そうだとすれば、今度円の切り上げがなされ、これは一つの見通しですが、おそらく年内に円の切り上げが固定相場制に何らかの形で落ちつくだろう、そうすれば投機的な強い外貨は円が切り上げになつてからじつと持つておる必要はないのですから、これは当然フランスへ出るかドイツへ出るか知りませんが、とも外へ出ると見なければならぬと思ひます。これは私はごく常識的な推定として議論されてしかるべきではないか。そういうことになりますと、いま事務局が答弁したように、きょうの委員会としてこそなせるかも知れぬけれども、私は常識的な見通し論からいけば、あなたの答弁といふものは非常に信憑性が低いんじゃないか、こういうふうに思ひますが、どうでしょう。

たように、国債の消化それ自体に重大な問題が起るでせう。そうするとあとで私が質問をした

○林説明員 ただいま御指摘ございましたように短資の流出というものが将来の国内の金融動向に大きな影響があるのは事実でございすし、また将来の短期資本の流出というものがどの程度の規模に達するかというのは実際問題としてなかなかむずかしい予測作業でございす。ただ、私が先ほど申し上げましたのは、諸外国におきま

して、その後十月の末百四十億ドルちょっとこしてあります。したがうして、六十億ドルほどふえたわけでございす。この間における短期資本の流入といふものの中には、非居住者の持つてくる資金の流入といふものが非常に少なかった。諸外国におきましては、非居住者の持つてくる資本の流入が非常に大きいわけでございす。非居住者の流入がどういふ形で入つてくるかと申しますと、一つは証券投資といふ形で入つてまいります。それから第二のルートは、いわゆる自由円預金のルートでございす。このルートを通じて入つてきた資金は非常に少なかった。したがって、この部門で出ていく外資といふものは、これは七月以降に入りましたものだけではございせん、ものによりましては七月以前に入りましたものも若干出ていくかもしれせん。それまで計算に入れますと、幸ひにして為替管理をかなり

きびしくやっております関係上、その非居住者の持つてくる資本の出いく量といふのは非常に限られてゐる。これは諸外国におけるのと違つたところだと思ひます。

そのほか、居住者の関係でいひゆるリース・アンド・ラッグズでございすとか、あるいはいひゆるドル・シフトといふことで、国内で金を借りますのを海外で金を借りるといふたような動きがあつたわけでございす。その結果、御指摘のよう外貨準備がふえたわけでございまして、これは将来における為替レートの調整の姿によりまして若干のものが出ていく。それがどの程度に及ぶか、むずかしい問題でございすけれども、すでに輸出前受けを若干ずつ食つていくと申します

か、輸出前受けで受け取つた代金をその後の輸出の代金に充当していくという形で資金流出は、一部に見られてゐるところでございす。そのようなものはいひゆるリース・アンド・ラッグズの戻りといふのは、比較的いひゆるホットマネーの動きよりはゆるい形で出ていくのではないかと考えておりました。その結論を、先ほど概略の見込みとして申し上げた次第でございす。

○藤田(高)委員 なるほど諸外国との相違点を中心にして、この流動する外資のワクといふものは私がいま心配してゐるようなものではなからうといふ、これは一つの見方でありまが、私は前段指摘したように、やはりここ二ヶ月来外資の動きぐあいから見て、それは相当流動性の激しい、しかもワクとしても先ほど指摘したようなものが動くのではないだろうか。そういうことになれば、勢ひこの国債発行、国債の消化能力自身にこれは直接的な影響が生れてくるを得ない、こう思ひわけです。

そこで、もう時間ありませんから結論を急ぎますが、ここで事務局にお尋ねをしたいわけですが、私は前段、見通し論としては、かならず動くだらうといふことをここで警告しておきます。ぜひそういう場合にいまから指摘するような、これは外資が思ったより大きく動いたから、国債消化

ができなくなったということ、この日銀引き受
けの国債発行を、買ひオベの規定、内規を変更し
てまでこの国債消化に当たらなきやならぬ、そう
いうような事態だけは絶対に起こさないように、
ひとつやっつけてもらいたい。

ここで尋ねますが、最近というよりもここ
二、三日来、中山伊知郎名誉教授ではありませ
んけれども、この際思い切って日銀引き受けの国債
を発行して、そして建設公債のワクももっと広げ
たらどうか、こういう意見、けさの新聞では日銀
総裁はこれを受けて、日銀の国債引き受けはやり
ません、こういう形で応酬をいたしております。
私は、これは単なる応酬ではなくて、いまの国債
の市中消化の見通しなり動きを見ておりますと、
あつてはならぬことだけれども、そういう事態と
いうものがだんだんと近づいてきているような予
感があるわけでありまして。なかなかきょうはお
尋ねしておきたいわけでありまして、この日銀引
き受けについては、これは財政法のたてまえから
いっても、厳に禁止してあるところでありまして、
政府は現在日銀の内規規定といひますか、処理規
定で、国債発行一年以内のものは日銀は引き受け
ない、こういう規定はありますけれども、これを
将来に向けて堅持していく方針であるのかどうか。
私は、この問題は単なる内部規定として、日銀内
部の内規として処理するのではなくて、いわゆる
国債消化の問題と関連をして、インフレ問題にも
直接関係のある問題ですから、できればこれを法
律的な性格を持たしたものに、いわば法的な性
格からいへば格上げをするような措置を講じて、
この日銀引き受けのワクがいつの間にか一年以内
のものに引き受けぬといひながら、それがずるず
ると引き受けるようなことにならないような、そ
ういふ歯どめの措置を講ずるべきであると思え
るのですが、そのあたりについての見解を承りたい
と思ひます。

○近藤政府委員 現在、一年以内のものは買ひオ
ベの対象としないということにつきましては、御
高承のように日本銀行法の十三条の三の第四号に

よりまして、政策委員会に権限をゆだねておりま
す。この権限を、あるいはそのことばを法律
のほうに持たしてはどうかというお話もございま
すが、この辺はいわゆる日本銀行の中立性の問題
にもかかわる点でございまして、現在日本銀行法十
三条の三の第四号で政策委員会の権限としており
ますところを特にこの際変更するという考え方は
ございせん。なお日本銀行当局といたしまして
は、この買ひオベの仕方につきまして全く変更す
る意思は持っておりません。私どもも、先ほど来
藤田委員がたびたび御指摘になりましたような歯
どめの必要性というものを痛感いたしております。
全く日本銀行とその点は同様の考え方をいたして
おります。

○藤田委員 この点についていま一つだめ押
しをしておきたいのですが、いわゆる来年度の予
算編成に向けて国債発行による財源調達をやらな
ければいかぬという見通しは、非常に強い。そう
いう条件の中で、きょうの大蔵委員会ではあは
言つたものの、やはり実質的な国債消化の能力か
らいつて先ほど外貨の流出等その他の要因もあり
ますけれども、いわゆる今回の赤字国債の処理の
仕方ではありせんけれども、客観的な条件が非
常に大きく変動した、こういうような理由で来年
度あたり買ひオベの条件をいま指摘しております
内規、この条件をはずすようなことは絶対ないか
どうか、少なくとも来年度に向けてはあつてはな
らぬと思ひわけですけれども、その点についての
見通しですね、それは約束できますか。

○近藤政府委員 先ほど来たびたび藤田委員が御
指摘になりましたような点、つまり国債発行に歯
どめを設けるべきである、その歯どめをしつかり
すべきであるという点につきましては、私どもも
日本銀行当局も全く同様の意見でございまして。方
針といたしまして、ただいまおっしゃつたとお
りの方針で考えております。

○藤田委員 これは私は念を押す必要もない
かと思ひますが、やはり事務当局の見解は即政府
の見解と解釈してよろしいわけですけれども、な

お念のために政務次官からひとつ、いま最後の私
の質問に対してお答えをいただきたい。

私、時間の関係で少し足らなくなりましたから、
例の税の減収に伴う地方税の減収補てんの問題に
ついては保留させていたでいて、これで質問を終
わりたいと思ひます。

○田中委員 近藤銀行局長が答えました
とおり、政府も全く同じ見解でございまして。

○齋藤委員長 佐藤樹君。

○佐藤委員 いま藤田委員から御質問があつた
ように、あるいは景気の問題にしろ、あるいは景気問
題にしろ、あしたはコナリー財務長官が来るというし、
あるいはマクラッケン閣僚委員も四日に参つてお話を
したわけですが、そういう問題について、きょうは私
は若干お伺いしておきたいと思ひます。ただ、
何ぶんこれはかなり政治的な問題を含んでおりま
すので、実は大臣にお伺いをしたいのでございま
すけれども、いま都合がありますのできょうは御
出席になれませんので、あしたコナリー財務長官
と会われた直後にこの委員会でのことに關して
質問をするということとでございまして、私は水
田大蔵大臣でなくとも「応押しられる点として、
きょうは第一弾として質問をして、あとはまた午
後に譲りたいと思ひます。

まず、国際金融局にお伺いをしたいわけですが、
けれども、いわゆる四日にE.C.の六ヶ国蔵相会議が
行なわれた。それからもう一つは、同じく四日に
マクラッケンが日本に来てわが政府と話をしてお
るわけなんです、この二点についてE.C.六ヶ国
蔵相会議での成り行きと申しますか、どういふよ
うな方向に結論がついたか、それからマクラッケ
ン米大統領閣僚委員長とどのような話になつたか、
その簡単な御報告をまずお願いしたいのです。
○林説明委員 二点御指摘ございまして、一つは
E.C.の蔵相会議、第二はマクラッケンでございま
す。

まず第一点につきましては、E.C.の蔵相会議、こ
れは去る十一月四日にパリの郊外のベルサイユ宮
殿で行なわれました。議長はフランスのジスカール

ルデスタン蔵相でございまして……(佐藤委員
「中身だけでけつこうです」と呼ぶ)中身は二
つの原則を確認したというふうにいわれておりま
す。一つは、通貨調整は世界的規模で多角的に行
なわれるべきものである、これが実現しない場合
に初めて地域的な解決、これはおそろしくE.C.内部
のという意味ではないかと思ひますが、地域的な
解決をはかりたい。第二は、通貨調整はドルの切
り下げ、それから輸入課税金の撤廃が前提である。
通貨間の切り下げ幅とか、あるいはその他のいろ
いろな問題は、多角的調整の条件が熟するに至つ
た場合に初めて論議が可能になる、こういうふう
に申しまして、G.テン会議が来る二十二、二十
三両日午後まで開かれますが、そのときも一度
六ヶ国が接触をはかるということになつた由でござ
います。これは直接政府当局がキャッチいたし
ました情報でございまして、新聞報道及び現
地からの報道を総合いたしました結論でございま
す。

第二のマクラッケン氏との話でございまして、
これにつきましては、同氏は通貨調整につきま
して直接交渉を行なうために来たものではござい
ません。企画庁長官あるいは大蔵大臣といひ
と話し合ひをしていられるようでございまして、この
通貨問題につきまして格別の話はなかつたように
聞いております。

○佐藤委員 私はちょっとことば上の確認を
しておきたいのですが、いわゆるE.C.六ヶ国蔵相
会議での多角的というところで、それから従来
多国籍で解決すべき問題であるといふふうに言わ
れているのは、——多角的というのは、おそろしく
通貨のレートだけの問題ではなくて、そこに課税
金の問題も含まれ、あるいは輸出の規制の問題も
含まれるということ、私は多角的だと思ひます。
す。そういうふうにとつていいのかということ
と、もう一つは従来この協定には十ヶ国の蔵相
議が中心になつてやつてきたわけですね。その場
合に、やはり十ヶ国で全部で調整をするというこ
とが多国籍調整ということだと思ひますが、ま

ずその辺のことは確認をしておいて、そのあと私の質問にちょっと関係があるものですから、その辺の確認をしておきたいのです。

○林説明員 多角的あるいは多國間のということばの意味でございしますが、これは特に十ヶ国内とかあるいは課徴金の問題、その他の問題に触れるということよりも二國間に対する意味合いでございまして、各國が相談し合つてきめる。ある國がある國と相談しただけきめないう趣旨というふうにとつております。

○佐藤委員 そこで伺いたいのですが、あしたコナリー財務長官が来るわけですが、そのときに一番問題になるのは、私もいま林さんが言われたように、そういうふうには解決すべきだというふうに考えておられるわけですが、その際に、あしたコナリー財務長官が来て水田大蔵大臣と会われるということになると、いわゆる多國間あるいは多角的ということが、水田大蔵大臣のことは、これはもう少し確認したいのですけれども、大体この十ヶ國蔵相會議のめどを今度のコナリー財務長官との會談で話をつけたという趣旨のことも述べられている。これは新聞報道で公式のものでございせんけれども、そういうことになると、従来この委員會なりでいろいろ言われてきたように、多國間で、十ヶ國蔵相會議できめるべきであるというものが、二國間、つまり日米の水田大蔵大臣とコナリー財務長官との話で大かたの話がついてしまふのではないかと。そうすると、日本に与える被害というのは非常に大きいのではないかと私は考えるわけです。

そこで御意見を伺いたいのは、コナリー長官と水田大蔵大臣が会われるということは、二十二日、二十三日に開かれる予定のローマの十ヶ國蔵相會議に向けてどういうふうに位置づけられるのか、ここである程度目安をつけて、それを二十二日、二十三日のローマの十ヶ國蔵相會議に持っていくか、それとも単なる腹のさぐり合ひなのか、その辺のところは、今度の會談というのは、どういうふうに位置づけられて考えられている

のか、その辺を伺いたいのです。

○林説明員 大蔵大臣とコナリー財務長官との話し合いがいかなることに相なりますか、これはきわめて政治的な問題でございまして、私から申し上げるのは不適当かと存じます。ただ、私が理解しておりますところは、十ヶ國蔵相會議あるいは蔵相代理會議あるいはOECDのその他の場を通じて多角的な意見調整はかられております。ただ、多角的な會議では合する人数も多うございまして、したがって、會議と會議との間あるいは會議が開催されている期間に會議と並行して二國間あるいはたとえはEC國の間、これをその十ヶ國というわけではないわけですが、そのほかの各種の二國間あるいは多数國の會議が十ヶ國蔵相會議などと並行しあるいはその間に行なわれることは、なるべく早く通貨問題の解決をはかる上にきわめて重要な過程であるというふうには存じております。日本とアメリカとは、今回の通貨調整に關しましてはきわめて重要な國であると目されているわけでございます。したがって、日本の大蔵大臣とアメリカの財務長官との話し合いというのが世界の注目を浴びることと当然でございますけれども、そこでこれまで話がなされ、詰まり、そして多國間協定、多角的調整にどれだけ貢献するであろうかということは大蔵大臣からお話し申し上げまさんと、私からはお答えいたしかねる次第でございます。

○佐藤委員 今度コナリー財務長官が来たときに、おそらく円の切り上げは最低一五%ということを使うと思う。それに対して政府は大体二・五%くらいができるぎりぎりのところだ。たとえば切り上げ問題についてもそれだけ意見が違ふわけですが、これは単なる日本とアメリカだけの話ではなくて、あるいはECの動きなり、これと関連をして國際間でやはり調整というか解決をされなければいけない問題だと思つております。その際に御存じのように、これはバックゲージ方式で、いわゆる防衛分担金の問題から輸入課徴金の撤廃の問題、対米輸出規制の問題、あるいは自由化の問題

と、こういうようにいろいろ問題がからんでいく上に、さらにEC六ヶ國の中の話もからんでいくと思つております。ですから、私は、ここでコナリー財務長官とかなり詰めた話をしようというところは、非常に今度はそのような意味ではこの前の十ヶ國蔵相會議のときに、日本がインシアティブをとつてまず皮切りで円の切り上げをすべきであるという論議も事実あったわけですから、そういう危険というののも一つはらんではいないか。つまりECの出方を見ながら、やはりこちらも発言をしていかなければいかぬだろうし、それにしてもやはり二國間で、日米で話をするというところは、私は縦横の例を出すまでもなく、かなり押し切られる心配があるんじゃないか、そういうふうには思つておられるけれども、その辺の心配について大蔵省内部あるいは國金局としては、今度の話がきわめて政治的であり、中身がどこまで詰まるかわかりませんが、それでも、そういう心配ですね、つまりこれはあくまでECの出方との関連の中でやはりわが方も話を出していかなければいけないのじゃないかと思つておられる、その辺のところ、きわめて政治的な問題になってくるので非常に答えにくいかもしれせんけれども、そういう意味で今度のコナリー財務長官との會談というのは、大蔵省としてはどういうふうな段階で、二十二、二十三日に行なわれる予定の十ヶ國蔵相會議へどういうふうに位置づけられているのか、もう少し御説明をいただきたいと思つております。

○林説明員 ただいまお話がございましたが、米國側は最低一五%以上でなければ承知しないとか、あるいは政府は二・五%までならよいがそれ以上は困るというふうな話は、あるいは新聞には報道として出ていたかもしれませんが、私も一は一切そういう話は聞いておりませんが、また、私も二・五%ならいいとか、その種の話を内部で論議したこともございせん。ただ、御指摘のとおり通貨調整というのは二國間だけできめられる問題でございまして、多角的なあるいは多國間の総合的な通貨問題の解決をはかるために

二國間の話し合いがきわめて重要なことは事実でございますけれども、二國間だけで万事きめてしまふわけにはいかない。その意味からいいますれば、日本がいろいろの問題を考へるにあたりまして、日米間の事柄ばかりでなく世界全体、その中には当然ECとアメリカ、カナダ、日本との關係、あるいはEC内部における独、仏、伊、あるいはオランダ、ベルギーといった國との相互の關係などもいろいろ考慮に入れながら判断をしていかなければいけないのも事実でございます。そのような点は、お話のございましたとおり、極力広い範囲で考えましても構はないと思つていきたいというふうに私も考えております。

○佐藤委員 ちょっと林さんのことはじりをとらえるかも知れませんが、二國間できめられる問題ではなくて、私はきめるべきではないというふうに理解しているわけなんです。

それでもう一つ伺いたいのは、二日の閣議で、コナリー財務長官以下いろいろの方が見えるわけですが、これらの要人の話し合いについて、通貨問題についての話し合いは水田蔵相が窓口になって当たる方針をきめたといわれるのですが、いわゆる通貨問題についての話し合いは、ということとは、私は先ほど申し上げましたように、おそらくアメリカは防衛分担金の問題とかあるいは対米輸出規制の問題とか、まあ防衛分担金の問題になると、これは単なる防衛庁の問題というところではないだろうし、それから対米輸出規制の問題というふうなことになるかと、これは業務としては通産業務になるだろうし、そういう面では自由化の問題もこれも通産省ということになると、通貨問題の窓口は蔵相が一本になるというところは、これはどういう意味ですか。

○林説明員 閣議の内容でございまして、私から正確に御説明することはできないわけですが、ただ、ただいまいろいろ御指摘ございましたように、対外經濟關係、いろいろの事柄が互いに複雑にかみ合つております。通貨問題一つ取り上げてみましても、通貨問題の背景には、資本取引

のほか貿易その他の貿易外取引、いろいろの問題がからんでいるわけでございますし、日本の輸出競争力が強過ぎるという非難に対して、レートの調整で対処するべきであるか、あるいは輸出金融の関係のいろいろな施策を講じるべきであるか、お互いからみ合っているわけでございます。ただ、私が聞いております範囲では、通貨問題は、これは大蔵大臣が所管であるから、したがって、いろいろの方がいろいろの発言をされると混乱を来たしてもいけないから、大蔵大臣が、何と申しますか、もっぱら衝に当たるといふふうに御了解があったというふうに承っております。

その他の問題につきましては、いろいろおそれく御調整になることであろうと存じております。

○佐藤(観)委員 政務次官にお伺いしますけれども、いま林さんからお話があったように、いわゆる今度の通貨調整というのは、円切り上げをどこまでするか、ドルをどれくらい下げるといふ単なる通貨だけの問題ではないことは御承知のとおりだと思っておりますけれども、円の大幅切り上げを向こうでは要求してくる。それとからみ合せて、カラーテレビとか自動車とか電卓などの対米輸出急増品の自主規制あるいは農産物の輸入自由化、航空機、ミサイルなどの大型兵器の購入、いわゆる防衛分担金の問題、こういういろいろな問題がからんでいる。いわゆるバックジ方式でコナリー財務長官は全権を委任されて来るといふことで、こちらのほうは、会われるのは大蔵大臣あるいは農林大臣、通産大臣あるいは経済企画庁長官、この四人ぐらいにおもになつてくると思うのですけれども、その全体の調整をとるのは、それがとられるのですか。

○田中(六)政府委員 この調整は、閣議できめましたように、窓口を大蔵大臣一本にしぼるということでございますので、中心は大蔵大臣がなると思っています。

○佐藤(観)委員 しかし、いわゆる資本自由化の問題あるいは対米の輸出規制の問題あるいは自由化の問題、このあたりはやはり所管はいわゆる通

産省になるから、いま林さんが言われたように、円の切り上げの問題、通貨問題と申しますか、これを一手に大蔵大臣が窓口になるといふのと少しニュアンスが違ふのじゃないかと思うのですが、一体この調整というのは、だれがとるのですか。

○田中(六)政府委員 この円の切り上げの問題は、御承知のように円の切り上げ問題だけではなくて、たとえば輸入課徴金もこちら側に言わせれば輸入のつりより日本の自由化の問題がからんでおります。いろいろからんでおりますので、通産あるいは経企庁、農林、そういうところが一応コナリー財務長官と会うわけですが、締めくくるといたしましてはやはり通貨とからんでおる。円の問題が一番大切な問題で、それにかからんでおる問題ですから、やはり集約的には大蔵大臣がやるという方針で政府はきめておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 それで、もう少し通貨調整の今後の見通しについての申身についてお伺いしたいのですけれども、とにかくいまの情勢では、ドルを切り下げないといふことなもので、いまIMF体制そのものの根幹がくずれていて、金とドルとは交換を停止しておりますから、そういう意味では、それが復帰しないと、ドルを切り下げるということを言っても、金価格を上げると言っても、事実上意味がないといふ意味がなっていると思うのですけれども、このごろ最近言われている基準レート、ピボットレート方式、これは何かある程度既成の事実のように言われているのですけれども、これはこの前の十ヶ国蔵相会議のときにある程度確認をされたことなんでしょうが、十ヶ国間で、あるいはまあいまの現状ではそれしかやむを得ないという方向で、大体そういうふうになりやうだといふことなんでしょうか。ある報道によれば、この前の十ヶ国蔵相会議でこの方法があるまいという、率についてはいろいろ、もちろん英、仏、独、みな違ふわけではありますけれども、いわゆるピボットレート方式で今後調整していこうということについては大体一致しているのですか。

○林説明員 そのいわゆるピボットレート、あるいは新聞に出ております対ドル基準レートというものが、正確には何をさすのかというのはいまだばく然としている段階でございます。はつきりと御説明申し上げかねる点がございまして、ただ、一つだけ申し上げられます点は、IMFの国際通貨基金協定の第四条の第一項、これが「平価の表示」という規定になっておりますが、これによりまして、その(a)に「各加盟国の通貨の平価は、共通尺度たる金により、又は千九百四十四年七月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルにより表示する。」というふうに書かれてございます。ただ、このように金の表示がございまして、金との兌換が何らかの方法で保証されておきませんと、意味のない金表示になってしまうわけでございます。が、世界の中でただ一つ、金の交換を約束してまいりました米国の、八月十五日のニクソン大統領の新経済政策以来、金とドルとの兌換を停止しておりますので、したがって、各国の平価というものは、その後の各国当局の通貨の量と相まちまして、現在平価体系はくずれている状況でございます。

これを再び建て直しますために、いかなる方法がよろしいかということにつきましては、いろいろ議論されているわけでございますけれども、さしあたりドルあるいはそのほかの通貨の金兌換を復活するめがたを求めたい。したがって、金との結びつきを求めてそこへ持っていくとする前に、何らかの中間的な措置でも講じまして、それに引きまして各国通貨間の相対価格だけでも安定していきたいという気持ちで各国当局間に強くなっているわけでございます。去る十月の十九、二十日のパリの十ヶ国蔵相代理会議におきましては、特にその点は合意されたわけではございませんけれども、大体の雰囲気はいたしまして、このような方向にいくという一般の合意がきまりつつあるという感じであったというのが正確な報告だと存じます。

そのピボットレート方式できめた場合、たとえばマルクにしろ、フランにしろ、そうなるのである程度の切り上げになる。もちろん円も切り上げになるでしょうね。その際に、結局現実的にはIMF体制でいま金とドルとが兌換を停止されておりますけれども、そのとき、兌換されるときと同じようなレート、つまりピボットレート方式であつてもIMF方式であつても、具体的にはその表示額というか、切り上げ幅についてはほぼ同じと頭の中であらわれているのじゃないですか。ただ基本的にはピボットレート方式で、たとえばフランならフランが七割切り上げになるといふ例をとりますと、これがIMF体制ができていたとしてもやはり七割、ピボットレート方式でもやはり七割というふうに、現状では頭の中では考えられているというふうに考えてよろしいですか。

○林説明員 現在考えられておりますのは、これも各国それぞれ正確に表現したわけではございませんけれども、国際通貨体制を暫定的にでも安定させたい。安定させるといふ意味からいいますと、将来為替レートが変更になる可能性が十分わかつている状態では暫定的な安定も得られないわけでございます。したがって、一たん通貨間のレートをきめましたならば、これは安定したものと受け取られる。将来何らかの措置がとられれば当然変更されるという性格のものではないというふうな姿のものになる可能性が多いというふうに考えております。

○佐藤(観)委員 そうしますと、いわゆる金価格の引き上げということも当然行なわれないわけだし、それから金とドルとの交換というものが半永久的になるという可能性というのはそこで出てくるのじゃないですか。やはりそういう一つの制度、この方式自体は、いま次長が言われたように、ある程度期間的には長い間そのレートで交換されるものというふうに考えるべき性格のものだと私も思うのです。そういうことになると、ますますアメリカとしてもドルと金との兌換をしようという雰囲気にもならぬし、それから金価格の引き上

上げということ、まあこれは兌換がいま停止されているから意味がないといえ意味がないかもしれないけれども、そういうことにもならなくなっているのじゃないかというふうに思うのですけれども、それはそういうふうに理解してよろしゅうございますか。

○林説明員 金価格の引き上げの問題と金兌換の問題とはやはり性格が違ふ問題でございます。金の兌換につきましても、米国のいはいはそのほかの国が、他国の持っているドル債権あるいはその他のその国の通貨建ての債権に対して金と金の兌換に際する問題、なかなか実際問題として実現が困難であるというふうに存じております。金価格の引き上げの問題につきましては、これははやや様子が違つておまして、いわゆるポットレートというのを採用いたしましたときに、金価格の問題を完全に避けて通れるものか、あるいはそうでないものかという点につきまして、まだ完全に意見は一致していません。これはポットレートというものの考え方でございます。これはポットレートというものが各国通貨間の交換レートというものでございまして、これは金価格と直接の結びつきはないわけでございます。ただ、ある国が他国との通貨の交換率をきめるに際しまして、金価格の引き上げをせむやうてくれ——一応兌換の裏づけのないものでございまして、そういう国があるいはあるかもしれないけれども、その問題はあと回しにしてもよろしいという国があるかもしれない、その問題はなお今後検討をしていかなければならない問題であるというふうに存じております。

○佐藤(観)委員 いや、次長の言われること、ぼくはよくわかるんですよ。ですから、一つはレートが変更になる。これは次長が前に言われたように、ある程度安定的な通貨、安定的な為替相場をつくるために、ある意味では半永久ということばはちょっと語弊がありますけれども、ある程度の期間このレートでいこうというものだと思ふのです。そういう状態になる。それからそういうふう

うにポットレート方式を採用していくとなると、今度は金の兌換、いわゆる正常なIMF体制に戻るといふことへの意欲というの、ある程度ここで安定をしたのだからこれでもいいじゃないかということ、金とドルとの兌換の問題については再燃しないというよきな方ですけれども、そういうふうになつていく可能性というのは非常に強くなつてくるのじゃないかというふうに思ふのです。

基本的には、私はやはり今度の通貨調整の問題というのは、いわゆるアメリカの対外援助あるいは軍事援助あるいは資本の海外流出、こういうところから基本的によつて問題だから、ドルの切り上げというのをまずアメリカ側から言ひ出さなければいかぬという基本的な態度があるわけですね。そういう観点から申しますと、ポットレート方式を大体きめるところになると、この価格である程度通貨が安定するということになれば、このレートというものが期間使われるわけだし、そうなるべくと、いわゆるIMF体制へ戻ろうという意欲というの、それ自身が非常に半減するといふか、アメリカとしても金とドルとの兌換、いわゆる正常な位置に戻すということについての意欲というものは非常になくなつてくると思ふのです。ポットレート方式の採用というのは私はそういう意味を持てていると思ふのですけれども、その辺のところはいかがですか。

○林説明員 ただいま御指摘になりましたIMF方式に戻るかどうかという問題は、長期的な国際通貨体制、安定した半恒久的な恒久的に長続きするような通貨体制をどういうふうにして再建していくかという問題につきましても、利害も錯綜しておりますし、また考え方もまとまっておられません。したがって短期間にこの問題に解決を見出すことは困難であるといふことで、とりあえず急ぐことは、各国通貨間の相対的なレートの固定である。その固定というの、直ちに固定するのはむづかしいから、現在のようなIMF協定の現在の規定に定められておりますようにな

下一歩の変動幅ではむづかしいから、これを若干広げて、その二・五とか三・五くらいまで広げて、そしてややゆとりを持たせながら各国通貨間の交換レートだけは固めていきたい。そしてとりあえず国際的な、何と申しますか、取引は安定した軌道の上に乗せておいて、恒久的にどういう仕組みの上にそれを乗せていくかという問題は追々きめようというのが基本的な態度でございます。それで、金兌換の問題は、どちらかというと恒久的な問題のほうに入りますが、金価格の問題はどうかという問題でございますが、各国通貨間の相互の交換レートという意味からいいますれば、直接には金価格との結びつきは関係がないわけでございます。しかし、金価格の引き上げ、引き下げというのは、各国通貨間のレートを新たにきめるにあたりまして重要な問題である。それがきまらないと、各国通貨間のレートそのものもきめられないという意見の国もあるわけでございます。その点は、相互間の交換レート固定の問題の一環として考えていけばよろしいのではなからうかというふうに考えております。

○佐藤(観)委員 まあ、あしたコナリー財務長官と水田大蔵大臣が会われるので、実はその前にいろいろな点を念を押したかったわけなんです。いろいろ時間のぐあいできまされないので、一つは、二国間であまり詳しくと申しますか、やはり十カ国蔵相会議の場で、その間でやれば、相手の、つまりEC六カ国の見方がわかるわけですね。それとの関連でこの問題は解決していかなければいけないんじゃないか。そういうことから考えて、コナリー財務長官との会談というのは、あくまで意見を、はやりことばで言えばテークノートとしていく。それによつてこちらものを考えるという程度に押さえておくべきじゃないか。押さえておくべきだと私は思ふのです。

それから、ポットレート方式、これはいま次長言われたように、必ずしも内容的には固まつたものではありませんが、これももう少し慎重に考えてみる必要があるのではないかと。確かに

いよいよ八月十五日以前のIMF体制に戻ること自体が現在国際通貨の問題としていいかどうかというところは、当然問題があるわけですから、それはそうなんですけれども、単に安易にその場しのぎでやることは、問題の本質をまたさらしてしまふことにならないだろうかというふうに考えているわけですね。そういう意味で、ひとつ大臣に政務次官のほうから、財務長官と会われるときには、これは単に二国間で話し合ひがつくことではないからということで、あまりこまかいところまで——どうもこのごろの日米間の話し合ひということになると、縦横の問題に見られるように、アメリカに押し切られるわけですから、ひとつその辺を注意していただくように、そしてまたあしたの機会があれば、水田大蔵大臣とコナリー財務長官との会談後にさらに詰めて質問したいと思ひます。きょうは、そういうことでございまして、これで終わらしていただきます。

○齋藤委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後一時五分休憩

午後二時五十九分開議

○齋藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。堀昌雄君。

○堀委員 先般、所得税法について質問をいたしましたときに、事務当局のほうに資料を要求したわけでありましたけれども、ひとつ事務当局からお答えをいただきたいのでありますが、最低税率が一〇％以下を適用されておりますところの課税所得、要するに三十万円以下の納税者の人員は大体どのぐらいになりますか。この間も申し上げたように、この部分の階層に当たる人たちは、今回もそうでありまして、常に税率改正その他のときには、言うなれば死角のように入つていて、影響がいつも受けられない、こういう立場になつておるわけでありまして、その点を含めて、一体どのぐらいの人数の人たちがこの部分に該当してゐるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 手元にあります昭和四十四年の民間給与実態調査によつて、きわめて大ざっぱに推計してみますと、民間給与実態調査によります納税人員千六百九十二万七千人のうち、約五九〇に当たります九百九十五万人が、たゞいま言われまして課税所得三十万円以下の人数に当たるといふ推計ができます。

○堀委員 昭和四十六年度の納税人員というのは大体幾らと推計をしていますか。

○高木(文)政府委員 給与と営業その他全部合わせまして約二千七百万人と考えられます。

○堀委員 いまの民間実態調査で五九〇という比率が出ておるわけですから、これをいまの納税者人員に機械的に掛け合はしてみれば、大体六〇〇として見て千六百二十万人、約千六百万人ぐらゐの納税者がこの部分に当たつておる。これは大臣、いま私が触れておりますことは、現在の果進所得税構造の中で常に取り残される部分の納税者が、おそらくあなた予想しておられるような問題よりはるかに大きな数字になつておるといふふうに私は大蔵大臣としても認識を改められたと思うのでありますが、このような非常に膨大な納税者が常にそういうような税制改正の際に取り残されるという問題は、これはきわめて重要な問題だと思ふのですが、大蔵大臣はこれについてどういふふうにお考えになるか、ちよつとお答えをいただきたいと思います。

○水田国務大臣 それらの人々も、税率の恩恵は受けないといふことは御指摘のとおりでございますが、しかし、所得控除の効果というものは全員が受けるということでございますので、したがって、控除を多くする、控除だけに限るといふような減税のしかたをやつたら相当の効果を受けるということになると思ひますが、いつも申し上げますように、今度の減税は率の効果と控除の効果、これに加えてできるだけ多数の人にその恩恵を及ぼすようにという趣旨から、この金額も大体見合つた金額の減税をやつたといふことでございますので、こういうことになつたわけでございます。しかし、

全然この課税所得三十万クラスの人に減税の効果が及ばぬといふものではございません。

○堀委員 いや、いまあなたがおっしゃつたように、この千六百万人の人々というものは控除だけには有効にきくわけですね。いいですね。いまあなたは、できるだけ多数の人に減税の効果と、こう言われたわけですね。多数の人といふのがこういうところにある千六百万人であり、要するに、この間からたゞびとで触れられておりますけれども、所得が三百万円以上の人たちといふのはまさにネグジブルな数しかないのに、あなたは非常にそこを強調されておるわけですね。もう一べん主税局長のほうから三百万円超の納税者数と比率を正確に答えてもらひましょう。

○高木(文)政府委員 三百万円でございますと、約二・五割強であります。

○堀委員 いまお聞きになつたように、あなたは多数のために、要するに八百億を使つて多数の、九七・五割のために不十分な措置をとつておる。特にその中で、まあしかし九七・五割の中でも税率の恩恵に浴する者はあるわけですね。あるのですけれども、その中の主たる千六百万人といふのは税率の恩恵はゼロである。これを見れば私は今度の、この前も前段で触れましたけれども、皆さんのとつておられるやり方がいかに不合理な減税であるかといふことが問題になると思ひます。

そこで、私はこの不合理だけを強調しても、もうそのことは同僚諸氏の質問の中でも明らかでありますので、今後大臣はこの一〇割の千六百万人の階層に対して考え方があるのかどうか。私はやはり戦前の税制の問題を考えれば、この割もちよつと触れなければならぬ、基礎控除を上げる方向と同時に、最低税率を徐々に下げていくという問題を考慮する必要があるのではないかと。それをどこまで下げるかは、最低税率と控除の上がり方と両方あわせていくことによつて合理的にこの部分を小さくすることは可能だ、こう考えております。

○水田国務大臣 この最低税率の問題は、堀さん

も御承知のとおり、いままで税制調査会でも何回も研究されて、もう二回政府に対して答申が行なわれておりますが、諸外国の例を見ましても、とにかく一〇割以下の最低税率といふものはやはり妥当ではない、できるだけ課税最低限を多くして、そして所得水準の上がつた者へ税をかけるという方向で、税率はやはりできるだけ高くしていく。一〇割前後が妥当であらうといふので、もと八割前後のものを一〇割に苦心して持つてきて、そしてさらにそれを上げるか上げないかといふときにまた税調の答申が出まして、たゞいまの一〇割程度が妥当であらうといふ答申も得ておりますので、ここにどうもとめておるといふことでございます。

私は、やはり国民の所得水準が上がるに従つて課税最低限も上げていくといふことはやります、最低税率を下げるという方向は、これはいままでのいきさつから見ましても、簡単にやらぬほうがいいのではないかといふ気持ちを持つております。

○堀委員 私が言つておりますのは、課税最低限を上げていきますと、そこから税の負担がゼロになる、そこからその次の階層のところで一〇割、この部分に千六百万人いゝあるわけですね。一番不公平な処置がここであるわけですね。よろしいですか。その下のところは課税ゼロ、最初の課税になつてきたところのこの三十万円の所得部分についてだけ一〇割で、一べんに飛び上がる。そこからあとはおわかりのように税の刻みは小さいのですよ。だから、やはりここを少しならかな線を引くといふことは、特に諸外国のことを言われるけれども、私がいまここで例示したように六〇割の者がここにあるといふことは、この問題をないがしろにしてはならぬといふ重要な問題じゃないですか。所得構造の変化の中でこういう事態が現実起きておるといふ認識を、やはり大臣にしてもらわなければいかぬと思ひます。

これは実は技術的な、課税の事務的な問題だと言われておるけれども、実際にはこのほとんど大部分というのは源泉徴収になつておるわけだから、税率が幾らであらうと、源泉徴収表をつくら

ればそれを見て処理するので、これが八割であらうと七割であらうと——一〇割が区切りがいからなるほど計算上やすいかといふと、現実の税の事務的な手続においてはそんな問題では実になくなっておるわけですね。だから、私は現実六〇割、千六百万人の者がここにあるといふ現実を踏まえて、その下は控除がきいてきてゼロだ、ゼロから一〇割に飛び上がるところに一番たくさん人間がいて、そしてそこが一つの死角のようになってくるという問題は、やはり私はもう一べん現実を踏まえて再検討を必要とするんじゃないか、こう思つておるわけですね。どうですか。これがほんとうの大衆のための減税じゃないですか。二・五割のほうに比重をかけるというのが自民党政の主たる政策というなら、これは私はやむを得ませんよ。国民に大きな声で言つてもらいたいわけなんです。自由民主党政府は二・五割が大事なんだ、われわれは六〇割の国民が大事だといふ考へておるのです。どうですか。

○水田国務大臣 それは私は考え方だと思ひます。そうすれば課税最低限もそう本気になつてやらなくとも、税率の調整でできることになりまして、いままで考へておつた方向は、一定の所得水準まではもう税をかけない、しかし、課税最低限を上げて、所得水準がこれ程の高さであつたら所得税を負担してもらつてもいいといふふうになつたものについての最低税率は一〇割くらいから始めるのがいいだろう、こういう考え方でいままで来たのですから、なるだけその水準までいかないものには所得税をかけないという思想でいくのか、そうでなければ、この公平にいくというなら、小刻みにずつとして、その課税最低限といふものにそうこだわらなくとも、小刻みにずつといふければ一番公平にいくといふことになるのですが、私はこれはやはり税制としての考え方の問題であらうと思ひます。私は、もう一定の水準までは税をかけない、この程度の水準なら税を負担してもらふといふ、きまつた層に対する課税は、最低限やはり税制としては一〇割前後からといふの

が至当じゃないか、そういうふうに出ておられます。

○堀委員 いまの刻みは、一〇%の上は一体あな
た幾らになっておると思いますか。大臣、幾らと
思っていますか。一〇%の次は幾ら、次は幾ら、
こうなっているのか。ちょっと大臣から一ぺん答
えてもらいたい。そこがわかっていないから、い
まのような答弁が出るのだと思う。事務當局
黙っててください。大臣、幾らですか。一〇%
の税率は。ちょっと答えてください。

○水田国務大臣 二%アップ。

○堀委員 その次は幾らですか。

○水田国務大臣 大体二%アップ。

○堀委員 言ってください、答弁を求めているん
だから。大体じゃ困りますよ、税金の税率だか
ら。

○水田国務大臣 大体二%、三%、四%という刻
みだったと思います。

○堀委員 二%、三%、四%。主税局長、正確に
一ぺん答えてください。

○高木(文)政府委員 一〇%から一二、一四、一
六、こう上がっていきまして、それから一八、そ
れから今度は二一になります。それから三%刻み
でいきまして二七、三〇までいって三四。

○堀委員 いま大臣のはちょっと正確でないから、
確認をしておいたわけですが、要するに一
〇%の次は二%です。その次は一四%。この
差二%ずつですよ。よろしいですね。最初のこ
ろはゼロから一〇%まで飛ぶのです。五段階を
一挙にこの間に飛んでいるから、千六百万人と
いう六〇%の人間がここに入っているのじゃない
ですか。戦前の税制は、水田さんも御年配だから、
戦前の所得税率の一体スタートは幾らだったか、
御存じですか。

○水田国務大臣 千二百円。

○堀委員 税率ですよ、最初の税率。

○水田国務大臣 たしか二%以下だったと思いま
す。

○堀委員 そうなんです。戦前の税率は一%が基
本になったわけですが、スタートが。だから、私が
いま言っておることは、少なくともそれは二%に
するというのは、これはたいへんです。しかし、
もう少しこの間に刻みができて、まず八%のこ
ろまでつくってみて、それから今度は六%がで
てというように、少しその間をなだらかにしない
と、いまの一〇%のところは飛び上がって、そこ
からは一二、一四、一六というならかな線にな
る。このカーブのところに、立っておるところに
千六百万人がおるといふ問題は、これは水田さん、
税の問題としては非常に重要な問題ですよ。

だから、大衆のための減税というのを考える
ならば、これは私は当然この問題を検討する必要
がある。確かに控除を上げていけばこの階層は減
りますよ。減るけれども、立っている部分は依然
として所得が上がっていきまから、残るわけだ
ですよ。だから、このところをやはり私はもう一
ぺん再検討する時期に来ておるといふことを特に
この際強く申し述べておきたいと思うのです。割
り当ての時間もありませんので、この点について
ひとつもう一ぺん税制調査会を含めて、この現実
を踏まえた上でこの税率改正の問題については今
後ひとつ検討を進めるといふことをお約束をいた
だきたいのです。

○水田国務大臣 控除と税率と、これはあわせて
検討したいと思ひます。

で、いままでは御承知のとおり、税制調査会も
そういう考え方をいたしましたし、私もその考え
方をとってこの委員会でもこの最低限を上げると
いうことによつて、税率は、一〇%以下の税率は
最低一〇%に直そうという方向で御同意を願つて
(堀委員「そんなことはない」と呼ぶ) やつてき
た方向だと私は思つております。

○堀委員 終わります。

○齋藤委員長 広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 大蔵大臣にお伺いいたしますが、
今後の税制改正は四十七年度にまたがっているも
のである、こういうことでお考えのようでありま
すが、四十七年度は所得減税の法案を出すお考え

はないのかどうか、端的に。

○水田国務大臣 いまのところは、ほかの税制は
四十七年度、これから検討いたしますが、所得税
は四十七年度に実施しようとして一応考えておるの
この年内減税をするといふことにいたしましたので、
この税制はそのままだ四十七年度に及ぶものとして
新しく所得税の減税をいまのところはこれで考え
ないという立場で今回提出したものでございます。
○広瀬(秀)委員 そこで問題なんです、いま堀
委員からも問題が出されましたように、この低額
所得のところはきわめて薄い減税を今回やられる
そうして高所得層に對するもうたいへんな大減
税をやられたわけでありまして。そういうことから
見ますと、たゞいま堀委員から指摘があった問
題も非常に大きな問題だし、また私どもが考えな
ければならぬことは、ことしの四月から実施され
た所得税法改正案、前の国会で審議をした千六百
六十億円所得減税法案ですか、この際にもいわ
ゆる経済企画庁の経済見通し五五、これはその後
五・五%に修正されたが、五五というところで物価
調整減税、いわゆる物価調整減税分として七百四
十億がこれに当たる、こういうことになっている
わけですね。物価調整減税は御承知のように、税
制調査会でもいってありますように、「所得税
の負担が実質所得に對する税額(実質所得に對
して累進税率を適用して得られる税額に消費者物
価の上昇率を乗じて得られる金額)に相当する負
担であれば、別に問題はない。しかるに実際には
名目所得に直ちに累進税率が適用され、消費者物
価の上昇に相当する部分についても一律に累進税
率が課せられるので、その税額は、上記の実質所
得に見合う税額よりも当然に多くなってくる。」
こういう理論構成のもとに物価調整減税というも
のはやらなければいけないのだ、こういうことに
なっているわけなんです。自來、これは三十六年
以降、非常に物価の上昇が急激であつた。五五台
をこえるというふうな状況になって、税制調査会
でも、この物価調整という問題を税制改正におい
て無視することはできないのだといふことで、す

とそれから以来毎年物価調整減税というものがや
られてきたわけなんです。ことしも五・五%に見通し
を変えた。しかし、木村企画庁長官が参議院の予
算委員会でも明らかにしたことによつても、もうこ
とは六%をあるいはこえるかもしれないといふこ
とを企画庁長官みづから言っているわけなんです。
この傾向というのは、このドル・ショックによる
不況にもかかわらず、物価高騰といふことは来年
度にも持ち越されていくであろう、おそろしく来年
度も少なくとも五・五%とか六%をこえる物価上
昇といふものが必ずこれはあり得る。そういうこ
とになりますと、ことしの税制改正の際にも、大
蔵省の資料で五五の物価上昇といふことを前提に
して、さらにまた、給与所得の上昇率といふよう
なものが一四%あるいは人員増によつて給与総額
は一七%というふうなことで、七百四十億は物価
調整減税分である、こういう説明がなされておる
のです。来年度絶対物価が上がるかというならい
いです。しかし、物価はおそろしく六%ぐらい上
がらう。こういうときに物価調整もやらない、
こういう考えなんですかどうか。

その点を少なくとも、私のまあこれは腰だめの
数字であります、ことし七百四十億物価調整を
必要としたとするならば、来年はこれはおそろしく
八、九百億ぐらいな物価調整を必要とする状況に
なるのではないかと、こういうことが容易に見通され
その分だけこれは実質負担増になっていくといふ
ことが言えると思ひます。したがって、
その分をすらすらやらない、こういうことでありま
すか。

○水田国務大臣 その点は、来年度分の物価調整
も今年度より実施したという形になっておると思
ひます。今年度の千六百五十億の来年度の平年度
化は二千四百億前後にいくでございましょうし、
その中で物価調整のものはりっぱに見られている、
こういうことでございまして。今年二度やっており
ますので、これが三千三百億円が来年度平年度化
するといふことになりまして、来年度当初
私どもは約五千億の減税といふようにすることを予定

していましたが、五千億には少しならぬかもしれませんが、来年度四千七、八百億円の平年度化という点から見ると、効果を持った減税になるのをごさいますし、その中で物価調整も、かりに物価が七、八前後上がったもりの見られれているというよりな大体計算になっておると承知しております。

○広瀬(秀)委員 これは、この今回の減税によってそういう効果があると言われるけれども、私どもはそうではないというように考えるわけで、この点論争している時間はありせんけれども、来年の所得減税は、いろいろこの委員会指摘をした諸問題もあるわけでありまして、ぜひひとつ特に低所得者層に対するあたにかい配慮というものがあつてしかるべきだということももうずっと今日まで論議をしてきたわけでありまして、それらを踏まえて、物価調整の問題も、おそらく来年七、八上がったもりだと言われるが、絶対にそういふことはないと私どもは確信をしてるわけで、実質増税にならない措置というものを必ずとるようには要求をいたしておきます。

時間がありませんので、最後に一問だけですが、今日ドル・ショックにより中小企業も非常に苦しい立場に追い込まれておりますが、その中で中小企業減税というものがこのところ非常に怠られてきていふというように考えるわけでありまして、特に青色申告所得者に対する事業主報酬制度を設ける、あるいは事業主報酬でなければせめて事業主控除、こういうようなものを考えて、いわゆる勤労性所得というものと事業所得というものが完全に分離をされていふ青色申告所得者に対しては、やはり勤労性所得分について個人事業税というものをかけるというようになこともつなげていく問題でありますから、この問題については、中小企業庁からも大蔵省に要求があり、また中小企業諸団体の一致して要求している問題点であります。詳しくここで論述するわけにはまいりませんけれども、この問題についても、少なくとも来年あたり何らかの形で、こゝし特別経費準備金というようにな

とをやつたけれども、これはまことに評判の悪い、いかげんな中途はんばいものでしかない、こういうわけでありまして、その点どうお考えか、簡単に答えたいので、私の質問を終わります。

○水田國務大臣 これはこゝし非常に御議論をいたしたい問題でございますが、特別経費準備金制度というものを一応創立したばかりでございます。しかし、これについていろいろの御議論はまだこれから出ることだと思つたので、十分検討したいと思つた。ただ、所得税の基本に關するむずかしい問題を含んでおりますので、なかなか早急に解決するということにはまいらないかもしませんが、十分検討いたします。

○齋藤委員長 藤田高敏君。

○藤田(高)委員 私は、午前中の質問と関連をしまして、大臣にわずか五分の時間内で質問をいたしたいと思つた。

予算委員会でも大臣が、俗にいわれておる赤字公債の問題に対して、最終的に今回とつた措置が適切であるか、それとも四十年のときのような特例法による措置が適切であるかについては、なおわが国財政法の根幹に觸れる問題もあるわけで、財政制度審議会の諮問もやつてみたい、こういうことになっておるわけですが、私は、実は昭和四十年に国債発行を初めてやりましたときに、この大蔵委員会でも問題にしたわけでありましたが、たまたまきょうは参議院における——当時参議院の木村福八郎先生の質問に対して、当時の大蔵大臣、現在外務大臣の福田さんは、いわゆる税収の歳入欠陥に基づく国債は、これは財政法の四条にいう国債とは性格が違ふのだ、あえていへば歳入不足を補う公債、税収の減少に対処する公債、法律的にいへば財政法四条によらざる公債、こういうふういふに実に同じ公債の性格を三通りも四通りも性格論づけて、いわゆる財政法四条にいう公債と歳入欠陥に基づく公債とは違ふのだ、こういうふういふに実にきわめて適切に説明をしまして、いわゆる法律的法にはその性格は本質的に違ひがあらう、なお、この財政法四条によって今回とつたやうな

やり方をする、これは法律的根拠としてはこじつけ論だといふところまで極言をされておるわけですが、その当時の議事録は、もう繰り返しません。……今回の措置されておることは、類こそ四十年の二千五百九十億に対して今回は減税分の千六百五十億を引きますと約三千八百億という額の違ひはありますけれども、四十年のときと性格は全く同じでしよう。こういう同じ性格のものをなぜ特例法によって措置をしなかつたのか。これは明らかに法律違反ではないか。大蔵大臣みづからが財政法違反をするようなことをやつて国民の信頼をつなぐに足るような政治が行なえるのかどうか、この見解をお聞かせください。

○水田國務大臣 公債の種類をいいて分ければ、財政法四条による公債と、そうでない公債と二つに分けられると思つた。昭和四十年のときの公債は、福田大臣がそういうような説明をされておりました。同時にここにおられる藤井さんが政務次官のときでございまして、藤井さんの説明及び当時の理財局長の説明もございまして、また當時公聴会を開いた公述人の意見もございまして、それらの三人の答弁の中でも、政府部内でもこの公債の性格についての議論がいろいろあつて、四条による建設公債で処理すべきであるという意見もあつたことは確かでございます。当時においてもこの公債で出すのが本當だつたという意見も政府部内にございまして、しかし、なぜそれを承認だと思つたか、戦後いまだ一べんも公債を發行してゐなかつたといふことがまず一つと、それから当初予算においてこの建設公債を出してあればわりあいに問題はなかつたと思つたのですが、当初予算で建設公債を發行してゐなかつた、したがつて、建設公債を發行し得る対象額を規定する公共事業の範囲といふものがきまつてゐなかつた。これを予算総則において国会の議決をとつてないといふことがございまして、年末に来て大急ぎで公共事業の範囲をきめて、そして多量の建設公債を出すという措置はどういふものか、むしろ

四十一年に正式に建設公債を出す、そのときに範囲をはっきりして国会の議決をとつて出すことのほうがまぎらわしくない、そのほうがいいのだというよりなことから、特にこれは四条によらない公債にするということをしめたというのが当時のいきさつでございます。

いまから考えたら、ほんとうはまず建設公債を出して、それで不足するといふものについて初めて歳入財源補てんの公債、いわゆる赤字公債といふものを出すというのが順序だろうと思つたが、当時、特にそういう事情で福田大蔵大臣が説明されたやうな公債を出したということでございます。性格は違つてゐるのになくて、本来なら財政法四条による公債を出すのが當時といへどもやはりよかつたのじゃないかと私自身は思つております。しかし、これは国もそうやつておりますし、地方財政においても同じような規定の財政法がありますし、それにのつとつて公共債によつて全部中央と同じように切り抜けておりますので、これに疑義があるといふことになりまして、これは今後重要な問題でございまして、私どもの考え方はいふところですが、しかし、疑義が出た以上は、これはこの際やはり今後の問題として明確にする必要があると思つたので、財政制度審議会の専門家の意見を聞くということをやつて、今後の運用をはつきりさせたいといふことで終わつたわけでございますが、私は、やはり方としてはこのほうが妥當である、四十年もこれでやつてきたのだといふふうに思つた。

○藤田(高)委員 答弁が長いですが、私はもう五分は経過したと思つたので、すから、もう結論だけ言いますが、私は、これは少なくとも財政法違反である。大臣も繰り返しましたが、建設公債を發行してない段階で戦後初めて国債を發行するからあつたやうな措置をとつたのであつて、二回目、三回目やるから今回のやうな措置が適法だといふことは私は理由にならないと思つた。やはり税収不足による歳入欠陥としての性格を持つものかどうか、俗にいう赤字国債である場合は

やはり特例措置によるべきではないか、そうして俗称建設公債といわれる財政法四条によって処理されるものは、今回のような措置によってやることとが最も適法であつて——これは四十年のときの比較ではありせんけれども、今回政府のつた措置は、私は財政法違反であるといふことを明確に申し上げて、きょうは時間がありせんから、いづれ——私たちはそういう政府の言ひのがれ、福田前大蔵大臣の言をかりて言へば、こじつけ論でこの問題を処理するやうなことであれば、われわれ自身はこれに基づくこの財政処理についてはそれなりの態度を留保して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○齋藤委員長 松尾正吉君。

○松尾(正)委員 十七分といふことですから端的に伺ひますが、前回私は政務次官に伺つてどうしても納得できない点がありますので、大臣に直接伺ひたいと思ひます。

まず、年度の減税が一般減税でなく、その性格はどこまでも政治的配慮による緊急対策だ、こういうことについては異論はないと思ひます。そこで、大臣に緊急対策といふ意味についてなんですが、災害の場合を想定しても、あるいは悪疫等が流行した場合、あるいは今年のように産業、事業所等がドル・ショック等による影響を受けた場合、これらについてはどこまでも緊急対策といへばその災害を受けた部分、あるいは疫病の場合であれば罹病をした人たち、こういった部分に対する手当て、これが緊急対策であり、いわゆる政治的な配慮であらう、こう思ひわけです。

そこで、先ほど米堀委員からも指摘されたやうに、ゼロから一〇〇の段階が千六百万人もある。それから前回も私、申し上げたのですけれども、先般の総理府統計局の生活を中心とした世論調査がありますが、これによると、生活に差しつかえがありますかという問いに対して、五五〇、過半数の人がもう不安を感じてゐる。それからさらに、何かあったならば直ちに不安を感じますというものが三九〇、大多数の人が生活に不安を感じてゐる。

大臣の言われる緊急対策というのは、この不況とドル問題等が起つて、これに対して手当てをしてあげようという趣旨のものであつて、いまあげた想定等からいへば、当然この生活に不安を感じてゐる、一番影響を受ける層に対する手当て、これが緊急減税の大眼目でなければならぬ、こういうふうな考へてこの前質問したのですけれども、この点がはつきりしなかつた。全般に中堅層を大事にしなればいかぬといふやうなあいまいな答弁に終わったのですけれども、この緊急減税といふものは、いわゆる税の形、算術的なものでなく、政治的な配慮といふからには、どこまでもこゝういう手当てを必要とするところへ手当てをするのが本来のあり方であらう、こう考へるのですが、この点について、大臣、お答えいただきたいと思ひます。

○水田國務大臣 私が前にちよつと触れたことがあつたと思ひますが、年度の措置は不況対策の一つとして、公共事業の増量といふことと所得税減税による需要の刺激といふやうなことをねらおうとしたものでありまして、もしそのために年内にさういふ措置をとつてまで対策をしようといふのであるならば、ことし一年とかあるいは来年一年とかといふところに限つた臨時の適切な措置が何かありはしないか、減税にしても、臨時的な減税措置がいいのではないかと、今回、あなたの言われるやうなところへの減税、それを中心の減税といふことをやつてもあるいはいいのじやないかと思ひましたが、それをやることはいいのですけれども、そのあとでどういふことになるかと申しますと、いづれ所得税の改正をしなければならぬといふときに、臨時にやつた措置と、制度としての正式な改正をやるに、いろいろそこに調和のとれないものがあつたら、それはやはり大きな一つの支障になるといふことでございまして、その点をいろいろやってみますと、さういふ目的からいへば一定の層だけに限つた減税をやる、この次の減税では全部そこが増税になつてしまふと

いふやうな姿が出てきますので、その点をいろいろ苦心しましたが、結局、減税といふものは、税制という制度としてやろうとするからには、臨時的なものではなくて、これが将来にも続くといふ直し方ではなかつたら適當でないといふやうなことから、二転、三転して今度提出して御審議を願つたやうな制度になつた、こゝういふいきさつがございまして、確かに臨時的な措置として見れば考えやうもあつたと思ひますが、これは来年度にも——もう来年度は大きい減税の余裕はなかなかないと思ひますが、来年度も適用する税制といふことをきめるとすれば、こゝういふやうな形にならざるを得ない。しかも去年、おとしやつたものの、今年の春やつたもの、こゝらとの關係を長期的に見た直し方ではないと適當でございせんので、さういふ点を勘案した結果、こゝういふ姿に落ちついたといふことで、私はこれはやむを得なかつたやうな気がいたします。

○松尾(正)委員 税の形の上でいままでは論議をされたのですけれども、さうでなく、年度の減税はどこまでも政治的な配慮でやられたのだ。したがつて税の形でなしに、いままで指摘された二百万円以下の人たち、いわゆる不況とドル・ショック等で生活に不安を感じてゐるやうな部分に対する手当てこそ年内減税だ、緊急対策だ、こゝういふと思ひます。ところが、いま大臣の説明を聞いた限りでは、税の形はどうしてもくすすことができないのだ、したがつて景気浮揚のためにこゝういふ年内減税をやつたのだといふ。税の形にとらわれた——國民には、緊急に年内減税をやるのだ、それで明るい希望を持ってもらふのだといふながら、実際に納税人員を調べてみると、二千六百万人の中の内九四〇余りが二百万円以下なんです。しかも、先ほど堀委員の指摘した、ほつと課税最低限から一〇〇%に上がる部分が六〇%で、千六百万人。この人たちの課税最低限こそ引き上げてやることがいわゆる政治的配慮だ、緊急対策だ、しかもそれが景気浮揚に一番効果があるのだといふことになつたならば、それを選ぶべきではないか

こゝういふことを再三言つてゐるわけですが。

ところが、政務次官の答弁にしても、いまの大蔵の答弁にしても、どうも納得できないのは、とにかくいままでの税を考えた——これは一般減税の形ならば、もちろん考えなければいけないと思ひます。緊急対策で國民に報いたといふのであるならば、生活に不安を感じてゐるところへ——二千四百五十万人に対して八百五十億といふ減税です。それで、二百万円をこえた部分、七百万円から三百万円程度の数といふのはごく一部しかないわけですよ。百万足らずしかないのです。これに対して八百億でしょう。百万人に対して八百億円。この人たちはゆとりのある生活をしてゐるのです。ところが、実際にいま言つた九五〇近い二千四百五十万人といふのは、生活に不安を感じてゐる層で、これに対して八百五十億円。千六百五十億円をわざわざゆとりあるほうへ半分分けるといふこの措置は、ほんとうに緊急対策として妥当ではない、こゝう言わざるを得ないのですが、どこまでも大臣は形の上でとおしやるのゆづりか。

○水田國務大臣 緊急対策としましたら、私どもは、税以外に、まだたとえば生活保護費の引き上げとか、年金の問題とか、たくさんございまして、こゝういふものはそれ自身を一ついじるといふことは問題でありまして、いろいろ均衡がとれて社会保障制度の一環をなしてゐるものでございまして、これを一つ動かせば失対事業の労賃の問題にも響きますし、あらゆる点に響くといふことを考へますと、こゝういふ社会保障費の経費を臨時的な措置として活用するといふことは、やはり非常にむづかしい。これはさういふものにはなじまない制度であるといふふうに私は考へましたが、同時に、減税の問題も同様でございまして、いま言つたやうな考へ方もございまして、やるとなると、これは制度の問題としてやはり合理性を持ち、均衡のとれたものでなければならぬといふことになりまして、税制によつて需要に対する刺激を与えようといふことをきめた以上は、やはり先につながら税制といふことを頭に置いたこゝういふ改

革で対処する以外にはしかたがないというふうに私は考えます。

○松尾(正)委員 もう時間がないから見越して答弁しているのかもしれないけれども、ねらいはやっぱり景気浮揚第一主義だ。いままでの質疑応答を通して、それ以外に言いがたいと思いません。とにかくこれはどうしても年内減税が時間的に無理だというならば、やはり四十七年度の所得減税には改正を思い切ってやるべきだ、ここで集中された少数意見を十分そんたくしてやってもいいというのを強く要望しておきます。

それから、これと関連して今回の減税、税に対する措置がきわめて片手落ちなところがある。一方に減税をやるのであったならば、一方に今日の輸出超過それから企業の優遇という問題があるわけですね。したがって、これらに対しては減税をやると同時に、いままでの優遇措置、これらは改廃して財源を考へるべきだ。それなのに減税はやって、落ち込み分に対しては金がないから公債だ、こういうことでなしに、企業等はゆとりがあるわけですね。これらに対しては優遇措置はそのままだし、おいて減税だけやって、あと足りない分は国債。こういうことでなしに、減税と並行して税の特別措置等の改廃を同時にやるべきだ、こう思うのですが、この点どうですか。

○水田国務大臣 これはぜひ来年度の税制において、いままでのそういうものを見直して、そして税制調査会にはかつて実行したいと考えております。

○松尾(正)委員 それじゃ具体的に伺いますが、まず前回の委員会では一応これは廃止しない改廃の方向で検討するといふ答弁を得ているものが、金融機関のいわゆる貸倒引当金制度、それから輸出課税優遇措置、それからもう一つは医師の診療報酬に対する特別措置、それから航空機燃料課税、これは実現の方向で積極的に検討したい、こういう答弁を前回の委員会を受けているわけですが、四十七年度にこれらについては一つ一つこれはやる、やらないということを大臣から伺いた

いと思ひます。

○水田国務大臣 いままで問題になりましたたまたまの全項目について、これは積極的な方向で検討中でございます。

○松尾(正)委員 四十七年度には特別措置については十分やりたい、こうおっしゃいましたね。いま検討中ということとは、これらについては廃止しないしは改正を行なうというふうに解釈してよろしいのですか。

○水田国務大臣 そのとおりです。それを四十七年度にやりたいということで検討中ということでございます。

○松尾(正)委員 もう三分あるのですが、地方の住民税とそれから国税、所得税の課税最低限の開き、これをだんだん一緒にしていきたいという方向でずっときたことは御承知と思ひます。ところが、御承知のように、非常に地方税、地方財政が落ち込んできましたために、来年度の地方住民税に対する課税最低限の引き上げはむづかしいというところで、いま公共投資その他社会福祉を充実していくためには、やはり地方財源というものは決しておろそかにできないと思ひます。これに対しては大臣は積極的に取り組んでもらいたい。これが一つ。

それからもう一つ、実はいまわれわれが考えていることに逆行するような設備投資額に対する税額の控除を検討しておるといふようなことが、経団連からも非常に強く要望が出ておりますし、通産省でも検討しておるのですが、これに対しては大臣はどう考えているか。

この二点についてお答えいただいて終わりにしたいと思ひます。

○水田国務大臣 あとのほうの問題は、私のほうでは、これは積極的に検討している事項ではございません。それから、まあ内輪の話をいたしますと、やはり中央財政と地方財政が歩調を合わせなければ財政政策を有効に実施できない。したがって、国は所得税の年内減税をやるという腹をきめたので、

ひとつ地方財政においても住民税の減税がある程度決心してくれぬかという交渉を政府内部ではいたしました。が、御承知のように、地方財政が非常に苦しくなっているときで、地方財政当局としては今年度住民税の減税ということは絶対にできない、できないばかりではなくて、中央がやった所得税の減税からくる五百二十八億円のね返り分も国で持ってくれというところで、とうとう私も持たされたというふうな見込みから見まして、住民税の減税というものは、こういう地方税収が非常に減っておるときにはなかなかむづかしい問題だと私は思ひます。したがって、今後の問題として、税源の問題もございしますが、やはりこの異常な事態でございしますから、これに対処する方法としては、やはり公共債の発行というふうなことから来年度も切り抜けてもらおう。

そのためには、その発行ができるだけ地方の財政を圧迫しないように、安い地方債については相当部分を政府資金で埋めるといふような、いろいろを考慮するといふことで来年度はしのがなければいけないんじゃないかといふふうにいま考えております。

○齋藤委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 千六百五十億の減税の問題につきまして、先ほど来同僚議員からだいたい鋭い質問なり意見が出ております。私も全く同感でございまして、租税公平の原則からいってもあるいはまた景気浮揚という立場から考えましても、下層の低所得者のほうに厚くせなければならぬというのに、今回の税改はその低所得者層に対して、先ほど来千六百万人の話とかあるいは二百万円以下の大衆層の問題とかいろいろ論議が出ました。さらにまた税金を納めていない人たちの負担をどうして軽減するかという問題もあるわけでございします。

先ほど来御意見も出ておりますが、もう一度確認的に私としてお伺いしたいのは、四十七年度の税制改正というものを、今年度内減税をそのまま四十七年に持っていかれて十五ヵ月減税方式ということになりますと、たいへん矛盾が拡大再生産

されるということになります。が、年内減税は一応これでやっても、四十七年度の所得税の減税については、先ほど来いろいろ意見の出ました点を織り込んで、より根本的な改革をする御意思があるかどうか、その点が一つ。

あわせて輸出振興税制や貸倒引当金について問題を出されて御答弁がありましたけれども、それと同じような関係において、これまた先ほど来御意見が出ました事業主報酬の問題とそれからアメリカあたりでは、景気振興のためから特に自動車の消費税その他についても軽減の措置を考へるようでございますが、わが国においても多年問題になっておる物品税といったような問題についても、四十七年度の減税の場合には、いまのいわゆるデインガム方式といいますが、年度内減税をそのまま引き延ばすといふことのほかに、プラスアルファでより根本的なものがあるいはより必要なものを入れて減税を考へられる意思があるかどうか、その点ひとつお伺いしたい。

○水田国務大臣 アメリカでやったような投資税額控除は、さっき質問もございましたが、私のほうではいまいわれる財政政策の転換で、設備投資に片寄った従来の政策を直して、社会資本の充実に結びつけるというのを再三言っていました。その方向から見ますと、投資税額控除ということとは、政策としては逆の方向とも思われますので、これはもう少し検討する必要があるだろうというところで、いま消極的に考へております。

物品税の問題は、ここでばらばらに物品税だけの問題をとって解決すべきか、もっと長い目で長期税制の観点に立って一般的な消費税というふうなものとのあり方で考へていくかというふうな課題がいま出されておりますので、この点も来年度消費税をどういう形でいじるかというふうなことにについては、やはり慎重な態度を要すべきじゃないかといふふうに考へておりました。また来年度の物品税に対する方針は、いまのところきまっております。

それから、所得税はさっき言いましたように、

ほんとうは来年度実施したいと考えておつたものを、特に消費活動が非常に旺盛な暮れの時期にこれを繰り上げて実施するということに政策的な意味がございまして、今年度実施するということにきめたいきさつから見ても、大きくこれを変えようと思はれたところではないかと、しかし、他の税制の改革もしなければならぬと、そういふものと来年度の具体的な歳入、歳出の事情というものをいろいろ考へて、なお手直しの余地があるというようにございまして、これは検討したいと思つておりますが、いまのところこれを大きく改正することは私は考えていないところでございまして。

○竹本委員 時間がありませんからあまり論議できませんけれども、いま言われたのを逆にしまして、来年度まで続いていく十五ヶ月の減税方式であるから、そこにある矛盾をそのまま十五ヶ月続けていったのでは困りますから、御検討をお願いしたい。野党の同僚議員から指摘しておるような矛盾がありますから、その点はひとつ慎重に手直しをしていただかなければ、十五ヶ月であるだけに問題が多いのではないかと、このことを指摘しておるわけでありまして。

物品税の問題につきましては、いまの事業主報酬の問題等もあわせて、われわれはどこまでも景気浮揚とかあるいは税の公平な原則とかいふような立場から、これは真剣に前向きに考へておるわけにございまして、機会を改めて論議することにししたいと思います。

なお、もう一つは、減税の一般的な重点をどこに置くかという問題で、社会保障、社会資本の充実の問題もありますから、毎年従来の延長線上で減税の問題を考へただけでいいのか、あるいはある時期が来れば前後左右をもう一べん総合検討して、減税そのものの基本的なあり方について再検討すべきではないかという問題について大臣のお考え。

時間がなから全部一纏めに申し上げますが、先ほど、また同じような意味で問題になりました住

民税の負担軽減の問題、開きがひど過ぎるという問題で、どう調整していくかという問題について御答弁もあつたわけにございまして、これは前からいわれておる、確かにことしあたりは地方財政もたいへん問題がありますが、調整しなければならぬというところは政府もたびたび言つておられるんだが、ことしはどうもむずかしいですといったような話では、一体何を言つておられるのか、長期展望に立つて、何年くらいでこのバランスをとつていこうとされておられるのか、その大きな基本的な考えも伺いたい。

それから、これもよくここで問題になっておりますが、国税と地方税の徴税一本化の問題も、やはりこの辺で合理的に考へなければならぬという問題でございまして、これも大体何年先には実現しようとしておられるのか。住民税との負担のアンバランスを何年計画で、また、徴税一本化は何年の計画でこれを実現しようとしておられるのか、その辺の基本的な考へ方を伺つて終わりにいたします。

○水田国務大臣 納税者から見ましたら、これは一本化してもらほうが便利であるということ、また、国にしろ地方にしろ、これが徴税の一本化になれば非常に簡素化が行なわれることになりまして、これも望ましいことであると思ひますが、しかし、ただ徴税だけ一本化するということだけで解決される問題ではない問題を持っておりますので、今後これが中央、地方の税制のあり方をどうするかということに関連して解決しなければならぬ問題だと思ひます。

そこで、私は、やはり住民税と所得税のいろいろな均衡のとれてないという方向の問題も、何年間でこれをどうこうするという方向で解決するの、あるいは徴税の一本化ということと同時に、税制の上で、たとえば所得税の付加税をもつて地方税に充てるといふようなやり方によって解決するならば、こういう問題も合理的に解決されると思ひますし、そこらにおいて、やはりこれも長期的

な観点から解決すべき問題の一つだろうというふうに考へています。なかなかいまのような形で、地方税と中央税は性質が違ふのでありますから、必ずしも住民税が中央税と同じに歩調をそろえなければならぬという性質のものでもないと思ひます。で、むしろ私は、中央、地方の税制をこの際、やはり変えるということへ一歩踏み出すほうが解決は合理的にいくのじやないかというように気がいたします。

○竹本委員 一応これで終わります。

○齋藤委員長 ただいま議題となつております両案中、所得税法の一部を改正する法律案に関する質疑は、これにて終了いたしました。

○齋藤委員長 これより所得税法の一部を改正する法律案に対する討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次これを許します。広瀬秀吉君。

○広瀬秀吉君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案について反対の討論を行なうものであります。

まず第一に、今回の改正による減税額千六百五十億は少なきに過ぎるものであり、最大のねらいとした景気浮揚策としてまことに中途半ばなものであるとの批判を免れ得ないものであります。

所得税の自然増収は、当初見込み六千九百四十億、今回の補正予算における増収見込み八百九十億をプラスすれば約七千八百億円であります。今回の千六百五十億に年度当初の減税額千六百六十六億を加えても減税規模は三千三百十六億であります。自然増収に対してわずかに四二・五

にすぎません。同じく景気回復を目的とした四十一年度の減税割合六九・七％に達し及ばないものであります。少なくとも自然増収に対して六五％減税とすれば、今回三千四百億程度の減税を行なうべきであつたのであります。

第二の反対理由は、法案の内容であります。

今回の改正案は、総理の指示に基づき、大蔵大臣のことはよれば、勤勉を国民に対するボーナスであり、景気浮揚策の目玉ともいふべきものであります。したがって、真に景気対策として減税による個人消費支出の増大、需要刺激の拡大をねらつたとすれば、最も消費性向の高い低所得層を中心に減税を集中すべきであつたのであります。そのことは当然に所得控除、なかんずく基礎控除、給与所得控除、扶養、配偶者控除を中心とする減税方式をとるべきであつたと思へるのであります。政府は高所得層に最も強く減税効果が及ぶ税率改正にその財源の半分を割り当て、八百十五億、所得控除分減税八百三十五億とされている点であります。これはまさに低所得層に薄く高所得層に、局長、重役減税のそりを免れ得ないのであり、景気回復効果をねらいながら、その法案の中身はまさに金持ち減税となり、景気回復効果は半減され、精神分裂的減税政策になっていくのであります。

大蔵省の資料によつても、最も消費性向の高い独身者給与収入五十万円のところ、四十五年対比四千四百円減額、一千万円のところで三十一万九千円と驚くべき上厚薄を示し、夫婦二人の標準世帯で収入百万円のところ七千五百四十円減額、一千万円のところで三十三万六千円の減額、八千万のところ四十七万一千円の減税となつておるのであります。八千万の高所得層に四十万円の減税を行なう理由は全くないといわなければなりません。おそろくその分は証券投資なり貯蓄なりに向かい、消費需要を喚起する効果はないと思ひます。

第三に、政府は本改正案をもつて四十七年度における所得税減税を見送る構想であるという点であります。一体、今年度だけでも六分七厘に近い物価値上げがあると見込まれる状況下において、来年度もおそらく六分程度の物価上昇があることはほぼ間違いないところであるとすれば、少なくとも物価調整に対応する減税分として一千億に近い程度は物価調整減税が必要でありましょう。

これにばかりをしようとする政府の考え方に對しては、全く許し得ないところであります。四十七年度においても引き続き課税最低限の引き上げを中心として、最低税率引き下げを含む低額所得層優遇の減税を行なうべきであります、これが成長から福祉を目ざす政策の具体化の一つであるわけであります。

第四に、財源不足の点についていふならば、政府の税における公平の実現に対する熱意の不足を問題としなければなりません。高額所得者優遇、租税特別措置における大資本、金持ち擁護の不公平税制に対して思い切ったメスを入れるならば、所得税減税財源は余りあるものがあるはずであります。たとえば過当広告費課税の断行、交際費課税の強化、利子、配当所得の分離課税の廃止、法人保有土地に対する再評価税の創設あるいはギャンブル課税など、これらは創設をしてもいいのではないかという点でありますし、また、輸出振興税制の大幅改廃、社会保険診療報酬特別措置の廃止などを断行すべきであり、これらによって所得税減税財源は容易に得られるはずであり、この点について努力を怠り熱意を欠いたことはまことに残念であります。

以上の理由により、本法の実施によって何ほどかの景気回復効果があるとは認めつつも、今回の景気不況が今日までの不況と類を異にする、中山伊知郎博士の言をもつてすれば、**ばね**の**的**な不況、こういうものに対する深い認識を欠いたはんばは減税であり、その内容において著しく税の実質公平をそこなうものであることを強く指摘をいたしま

して、反対討論を終わります。(拍手)
○齋藤委員長 貝沼次郎君。

○員沼委員 私は、公明党を代表し、今回提出された所得税法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行なうものであります。

ドル・ショックに伴い、わが国経済は、変動相場制を採用し、そしていまや円の切り上げが必至となり、不況の長期化と深刻化が避けられない状態となっており、国民の間には、生活への不安感

が充満しております。中でも最も大きな被害を受けるのは、これまで、政府の高度経済成長政策の犠牲となってきた中小零細企業、並びに低所得者層であります。

国民は、不況の中の物価高という重圧を受けて、従来政府のとってきた高額所得者優遇、産業優先の財政政策を抜本的に転換することを強く求めているのであります。このことは、総理府統計局における世論調査にもはっきりとあらわれております。すなわち、昭和四十六年度の生活基盤の強さを見るために、思いがけない出費がなされた場合、さっそく生活に支障を来すかどうかの質問に対して、五五男という過半数が生活に不安を感じておると答え、さらに、日ごろ生活に不安を感じていますかという問いに対し、三九男の人が不安を感じていると答えておるのであります。したがって政府は、いまこそこの声を無にすることなく、社会保障費の増額及び所得の公平な分配をはかるのが当然といわなければなりません。そのためにも、今回の緊急対策減税では、低所得層に対する大幅減税という国民生活優先の税制改革がなされなければならなかったはずであります。

しかるに、今回提出されました税制改正法案は、相変わず高額所得者に対する優遇の姿勢は、改められておりません。したがって、政府が大多数の低所得者層をなおざりにする租税政策を改めない限り、幾らか小手先の手直しをしても、税は不公平であるという国民の圧倒的多数の声は決して消えないことを銘記すべきであります。

政府によると、今回の年内減税は、昭和二十六年以来の思い切った処置であり、大幅減税であるからといってありますが、しかし、昭和四十六年度の減税分を入れても、一般会計の予算規模に対して、わずか三割にすぎませんし、予算の一割近きを振り向けた昭和三十二年度と比べてもとうてい大幅減税といえるものではありません。しかも、今回の減税分は、年度当初に行われてしかるべき減税の額なのであります。これが反対の第一の理由であります。

第二に 委員会等で大蔵大臣は、来年度の所得税減税は、とうてい不可能という含みの答弁をしちますが、これでは、今回の年内減税は、来年度減税分を今回に回したにすぎないということになり、また、景気浮揚策のみの理由で国民生活に優先した立場からの減税となっておりません。このような性質の減税をそのまま来年度に持ち込むことは、国民生活無視といわねばなりません。したがって、まやかしの減税といわれてもしかたありません。

さらに、第三の理由として、今回の所得減税の目的が、ドル・ショックによる景気浮揚策の一環として行われたといひながら、高額所得者優遇になつたため、景気浮揚効果はきわめて薄い中身となつてゐることあります。

年間所得三百万円以上の高額所得者に重点がかかり、消費購買力の増加に直接つながる低所得者層には、ほとんど恩恵のない減税内容となっているため、政府の意図する景気浮揚効果は期待できないものといわねばなりません。景気刺激のためならば、サラリーマンの九四％を占める年間所得二百万円以下の低所得者層にもっと重点を置いた減税がなされるべきであります。

以上、本改正案は、低所得者層冷遇という、税の本旨である公平の原則に反し、大幅減税とは名ばかりの、国民を無視するものといわなければならない。したがって、わが公明党は、本改正案には強く反対するものであります。

以上をもって反対の討論を終わります。(拍手)
齋藤委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 私は、民社党を代表いたしましたして、本案に反対の討論を行ないたいと思います。

第一の理由は、租税公平の原則から考えてみまして、今回の減税案は量、質ともにはなはだ不徹底であり、不十分でありまして、われわれのとう

第二の理由は、私どもは従来租税の景気の調整作用、そういう機能を非常に大きく期待をいたしておるわけでありませう。今回の場合には特にドル

・ショックに対応する一つのでこ入れとして減税にもその機能を特に期待をいたしたいのでございますけれども、先ほど申しました大衆のために厚い減税方式でありませんから、その景気回復の効果というものも非常に制限を受けるものと思えます。特に景気が、日本の経済は去年、ことし大体二年不景気が続いております。やっと景気が上昇しようといったときにドル・ショックを受けまして、これからまた一年、前後三年間というものは、国民大衆の直接の責任でなく、政策による政策不況であります。そういう意味から申しますならば、今度の減税は、減税政策を通じて景気の回復に大きなてこ入れをしなければならぬ重大な使命と機能が期待されておるにもかかわらず、その逆の方向に向かおうとしておる点は、これまたわれわれの了承し得ないところであります。

第三点は、十五ヵ月方式ということで今回の減税方式はそのまゝほとんど全部が四十七年度における減税方式となるわけでございますけれども、それは先ほど申しました租税公平の原則やあるいは景気振興のための立場から考えて、われわれの指摘した矛盾というものがそのまま十五ヵ月引き続いて行なわれるということになりますので、われわれはその点からも特に反対をしなければならぬと思います。

以上、三点の理由
であります。(拍手)

○齋藤委員長 小林政子君。
○小林政子委員 私は、日本共産党を代表して、所得税法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

この減税案の最大の特徴は、国民大衆のものと称しているが、実はアメリカのドル危機の日本への転嫁と円的大幅切り上げ、わが国経済の不況の一そのの進化の中で、戦後最大の赤字公債の増発によって大企業本位の景気刺激をはかりながら、他方国民にはインフレと収奪による犠牲を強化しようとする反動的、反人民的経済財政政策を糊塗するために行なわれた欺瞞的な政策だということ

であります。

すなわち、第一の理由は、年内減税の目的が景気刺激策の一環として打ち出しながらも、その減税内容は年所得三百万円から一千万円の高額所得者を優遇する減税であるという点についてであります。

本来、景気刺激というならば、当然納税者の多数である低額所得者の消費支出の拡大をはかるため、低い所得層に対する大幅減税こそ実施すべきであるにもかかわらず、今回の減税は年収百万円の所得者で二千七百四十円、百五十万円で五千円、百とさきわめてわずかなものであり、景気刺激などといえるものではありません。減税総額千六百五十億円のうち、年収五百万円をこす所得者に三百五十億円を当てている今回の減税は、高額所得者層を対象とした減税であり、今回の減税目的にも反するものであります。

今回の減税による政府の真のねらいは、高額所得者の余剰金を貯蓄を通して、また直接国債の消化に向けることをねらったものと断ぜざるを得ません。

第二に、来年度減税を行なわないことを基本方針とした改正案であるにもかかわらず、基礎控除、配偶者控除、扶養控除の基本的的人的控除がそれぞれわずか一万円の引き上げにすぎず、依然として生活費に食い込む課税最低限であるという点についてであります。

四十五年度から見た基礎控除等の引き上げ額はそれぞれ二万円で九割の引き上げであり、課税最低限の引き上げ額は、四人家族で十萬三千二百五十六円で一・四割の引き上げであります。今年度引き続く来年度の消費者物価の上昇の見通しから見ても、物価上昇にも及ばないことは明らかであります。当然、生活水準の向上をはかるため、現在でも生活費に食い込んでいる課税最低限を少なくとも四人家族で百四十万円程度まで引き上げるべきであります。

第三の理由は、今回の改正案による税率緩和によってその減税効果が最も大きく働くのが年収七

百万円の高額所得者であり、高額所得者を中心にした税率緩和であることについてであります。この結果、実効税率では年収二百万円未満の人の軽減は一割未満であるのに対して、年収七百万円から一千万円の間は二割以上軽減されているのであります。また、現行法と改正案の税額軽減割合でも年収五百万円の人が一番大きいのであります。この改正案では、所得税がいままで比較的担税力を反映した税制とされていた高度累進税率のたてまえをなくしにすることをねらっているものと見えます。以上、三点にわたって反対の理由を明らかにし、本案に対して反対するものであります。

○齋藤委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決いたします。

所得税法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○齋藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

おはかりいたします。

ただいま可決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さより決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○齋藤委員長 次回は、明十日水曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十七分散会